

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

<議案説明>

開催日時 平成28年3月11日(金) 10:02~16:46

開催場所 第1委員会室

出席委員 12名

田尻 匠 委員長

阪口 保 副委員長

亀田 忠彦 委員

山中 益敏 委員

松本 宗弘 委員

川田 裕 委員

井岡 正徳 委員

西川 均 委員

中野 雅史 委員

萩田 義雄 委員

小泉 米造 委員

今井 光子 委員

欠席委員 なし

出席理事者 野村 総務部長

長岡 危機管理監

一松 地域振興部長

辻本 南部東部振興監

福井 観光局長

土井 健康福祉部長

上山 こども・女性局長

渡辺 医療政策部長

中 暮らし創造部長兼景観・環境局長

森田 産業・雇用振興部長

福谷 農林部長

加藤 県土マネジメント部長

金剛 まちづくり推進局長

久保田 水道局長

吉田 教育長

羽室 警察本部長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議事 2月定例県議会提出議案について

<会議の経過>

○田尻委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

初めに、傍聴についてですが、当委員会は本日より7日間開催されます。傍聴の申し出があった場合は、20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

それでは、本日は、付託議案の説明をお願いするわけですが、委員に申し上げます。

質疑については、来週からの部局別審査及び総括審査をお願いします。

また、説明については、総務部長から、順次部局長にお入りいただき、説明していただきます。

それでは、総務部長から順に説明をお願いします。

○野村総務部長 議案及び予算案の全体像と総務部に関する事項についてご説明します。

平成28年2月定例県議会提出議案で、予算審査特別委員会に付託された議案は、合計74件です。一覧のとおりで、1ページから2ページにかけて、平成28年度議案として51件、2ページから3ページにかけて、平成27年度の議案として計23件、合わせて74件です。全体については以上です。

続いて、「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」で、平成28年度当初予算案、平成27年度2月補正予算案当初提出分の概要等についてご説明申し上げた後、危機管理監が後ほど説明しますものを除く総務部所管の主要事業の概要についてご説明します。

1ページ、予算案の総括表です。一般会計と特別会計の予算案の総額がそれぞれごらんのとおりです。財源として有利な国補正予算を積極的に活用することとし、平成28年度当初予算と平成27年度2月補正予算を一体のものとして編成しました。

一般会計については、平成28年度当初予算案が4,951億1,700万円、平成27年度2月補正予算案が91億3,700万円となっており、合計5,042億5,40

0万円、前年度の6月補正後予算と比べますと、127億6,900万円、2.6%の増となっています。

次に、特別会計です。県立五條病院の運営に伴い設置していた病院事業特別会計をことし4月の南奈良総合医療センターの開院及び県立五條病院の閉院にあわせて廃止する一方、病院事業清算費特別会計を新たに設け、それぞれ会計を皆減、皆増しているところです。このほか県立病院機構関係経費特別会計が奈良県総合医療センター建替整備費貸付金等の増により増加していますのが主な動きです。

2ページ、一般会計予算案歳入の款別内訳です。

1の県税です。配当割県民税等が減収となりますが、法人事業税や地方消費税等の増収により平成27年度予算に比べますと、66億円、6.0%の増となっています。

9の国庫支出金です。地方創生に係る国の交付金の減少等があり、2月補正を含めた総額は昨年度より8億2,800万円の減となっています。

15の県債は、臨時財政対策債の減少などにより昨年度より27億800万円の減となっています。なお、県債の発行に当たっては、今後の公債費負担の軽減を図るため極力交付税措置がある有利な地方債を活用しています。

3ページ、一般会計予算案歳出の款別内訳です。議会費、総務費、地域振興費などの分類でしており、中身は省略します。

4ページから6ページの上段までは県税制の改正です。5ページ、法人事業税との所得割の税率引き下げと外形標準課税の拡大等に関する国の法改正を受けた所要の改正を行うものです。

6ページ、地方消費税清算金等の概要です。

7ページ、使用料、手数料の改正案で、奈良県外国人観光客交流館において宿泊業務を開始するなど新たに実施する事務について、額を定めるなど公正な受益者負担の観点などから所要の改正を行うものです。

8ページ、県債の内訳です。

9ページ、一般財源の概要です。

10ページ、歳出予算の性質別内訳の概要です。大きく分けて、義務的経費について人件費等が減少したものの、公債費が増加したことにより平成27年度より5億8,700万円の増となっています。

その次の投資的経費です。公共事業について選択と集中を徹底するとともに、県政課題

の克服に向けた主要プロジェクトを計画的に進めることとし、平成27年度より9億3,300万円の増となっています。

義務的経費や投資的経費を除く一般的施策経費ですが、社会保障施策の充実等により平成27年度より、112億4,900万円の増となっています。

12ページ、これまでの予算規模の推移です。

13ページ、直面する多様な行政課題に的確に対応し、より機動的で効率的な組織体制とするため課、室の新設など行うものです。(1)にありますような地域振興部に国民文化祭・障害者芸術文化祭課を設置するなどです。

14ページ、定数については、南奈良総合医療センターの設立にあわせた県立病院定数の全て減、児童生徒数の減に伴う教員定数についての減員を行う一方、県民サービスの一層の向上を図るため、警察官については増員することとしました。

16ページ、消費税率の引き上げに伴う本県の増収見込み分の用途を示したものです。予算案等についての総括的な説明は以上です。

続いて、後ほど危機管理監の説明を除く総務部所管の主要事項について、新規事業を中心に説明します。

132ページ、県庁舎電気設備耐震改修事業で、県庁本庁舎の受変電設備を耐震型の機器に更新するものです。平成27年度から2カ年の工事で行っており、平成28年度で完了します。

147ページ、友好提携地方政府との友好交流事業です。中国・陝西省、韓国・忠清南道、スイス・ベルン州とおのおのの友好提携協定に基づき友好交流をさらに深めていくための取り組みを進めていきます。

次に、東アジア地方政府会合の開催です。平成27年度は、日本、中国、韓国をはじめとする東アジアの諸国から42の地方政府が本県に参集し、第6回会合を開催しました。来年度も引き続き各地方政府が共通する課題を議論し、相互理解を深める場として同会合を開催します。

多文化共生・国際化推進事業では、市町村や民間団体が新たに実施する先導的多文化共生・国際化活動に対して補助を行うなど地域の国際化や国際交流をさらに促進するための取り組みを実施します。

159ページ、奈良県情報通信基盤運営事業では、大和路情報ハイウェイについて、これまでの南部地域の幹線のみバックアップ回線をしてきたところですが、平成29年3月

からは南部・東部地域の支線も含めて二重化することにより市町村も含めて災害に強い情報通信ネットワークを確保できるようにします。

新規事業の市町村情報処理業務支援事業では、南部・東部地域の小規模地方公共団体の情報処理系事務の共同化を進めるため平成28年度は情報システム環境台帳の作成を行うこととしています。

186ページ、「マネジメント」の全面展開で、奈良県地方創生推進事業です。奈良県地方創生本部会議などの運営を行うとともに、新たにシンポジウムを開催するなど平成27年12月に策定した奈良県地方創生総合戦略による取り組みを推進します。

新規事業の次期行革計画策定事業では、現在の奈良県行政経営マネジメントプログラムが平成28年度で終了します。新たな行革計画を策定していくものです。

新たなパーソネルマネジメント研究事業では、地方創生時代を勝ち抜く人材育成を図るため、新たなパーソネルマネジメント構築に向けた取り組みを進めます。平成28年度は、新たに女性職員の活躍を推進するための研修を実施します。

技術・資格職人材確保事業では、受験者数が減少傾向にある土木職員について、新規として市町村も含めた圏域で必要な人材を確保していくため市町村との採用共同試験を始めます。

税収の確保等に係る取り組みで新規事業の望ましい地方税のあり方調査事業では、奈良県にふさわしい税制について税制調査会の委員に調査研究等を行っていただきます。

自動車税徴収対策強化事業では、自動車税事務所に専用窓口を設置し、自主納付の呼びかけを行うとともに、滞納者に対する給与差し押さえを強化します。

新規事業の遠隔地滞納案件整理事業では、民間事業者を活用し遠隔地の滞納案件の効率的、効果的な整理を進めます。

このほか税外未収金回収支援事業では、新たに外部専門家による債権管理業務の検証を進めるなど税外未収金について適正な債権管理と回収強化を図ります。

188ページ、ファシリティマネジメントの推進に係る取り組みです。新規事業の県域ファシリティマネジメント推進事業では、地域に必要な機能を有する施設の最適配置を進めるため、小地域、字単位別の将来人口を推計するシステムを構築するとともに、県域での資産情報を一元化し、共同利用、合築、複合化などの新たな維持管理・整備手法を検討します。

未利用資産売却促進事業では、新規として、県が直接処分を進めるには課題のある案件

について、新たに民間事業者のノウハウを活用し、売却を促進します。

189ページ、県政広報についてです。テレビによる県政広報のうち、既存番組の一部を廃止、縮小した上で、新たに奈良の地域ニュースを発信する番組を開始します。

新規事業のスマホアプリによる奈良のニュースの発信、デジタルサイネージの設置拡充など多様な広報媒体を活用して県政情報や観光情報などを幅広く発信します。

190ページ、マイナンバー制度の本格的な運用開始や昨年の年金機構の情報漏えい事件、事案を受けて、新規としてマイナンバー利用事務を扱うネットワークとインターネット環境を分離することや、情報セキュリティポリシーの改訂、標的型攻撃メールに対する訓練などを新たに行います。

また市町村のインターネットの出口を一元化し、不正アクセスの集中監視を行うなどの高度なセキュリティ対策を講じていくため情報セキュリティクラウドの構築を行います。

191ページ、行政評価の実施については、全庁的なマネジメントサイクルの推進のため、県政課題の現状分析、政策・施策の評価を引き続き実施します。以上です。

続きまして、給与改定に伴う職員給与の増額についてです。

平成27年の人事委員会勧告等に鑑み、一般職の給与改定を実施することとし、特別職の期末手当の改定とあわせて、所要の予算措置を講じるものです。

改定の概要は記載のとおりで、補正予算としては総額11億8,100万円余の増額です。平成28年度当初予算案、当初提出分の平成27年度2月補正予算案の概要に関する説明は以上です。

続いて、「平成27年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要、(追加提出分)」の1ページ、平成27年度奈良県一般会計補正予算案(第5号)は、増額が、188億200万円余、減額が57億2,700万円余、合計しますと130億7,500万円余の増額です。現計予算では不足が生じているものなどについて増額するとともに、事業の年度内の執行を見通して減額するなど必要な措置を講じたものです。

財源の内訳については、記載のとおりです。

また、一般財源については、県税収入の増などが見込まれることから、記載のとおり増額するものです。

2ページ、事業概要以下は、総務部に関するものについて説明し、その他の項目については、担当部局長から説明します。

まず増額補正について、ふるさと応援基金積立金については、ふるさと応援寄附金の増

により積立金を増額するものです。

ふるさと応援寄附金推進事業は、県外からの寄附金の増額に伴い寄附者へのお返しの贈呈品が増加することとなったため増額するものです。

地方消費税清算金は地方消費税の増収に伴い他の都道府県への清算金が増額、県税交付金は地方消費税と株式等譲渡所得割県民税の増収に伴い市町村への交付金をそれぞれ増額するとともに、配当割県民税の減収に伴い減額する結果、県税交付金全体としては増額するものです。

3 ページ、地域・経済活性化基金積立金は県政の主要プロジェクトや本県独自の地方創生の今後の推進のため、県債管理基金積立金は公債費利子及び退職手当の不用に伴いそれぞれ積立金を増額するものです。

次に、減額補正について、退職手当ですが、このうち知事部局に係るものについては退職者見込みの減により1億2,500万円の減、県税還付金については法人事業税等に係る還付金1億円の減、公債費については県債借入利率の低下等による利子の不用により16億円の減を行うものです。

4 ページから6 ページは繰越明許費補正で、総務部所管は1件です。4 ページ、旧桜井総合庁舎管理事業は、桜井市が行う整備事業に対し県の機関が共同利用する部分についての負担金です。事業主体である桜井市のおくれにより繰越となるものです。

8 ページ、特別会計の補正予算のうち総務部の所管は、5 平成27年度奈良県公債管理特別会計補正予算案（第1号）です。先ほど一般会計で説明した減額と連動するものです。

続いて、「平成28年2月県議会提出条例」の目次に記載のとおり、条例については、平成28年度議案、平成27年度議案を合わせて37件です。このうち総務部に関するものは14件で、一部改正が12件、制定が2件です。

1 ページ、奈良県個人情報保護条例等の一部を改正する条例です。これは行政不服審査法の全面改正に伴い、奈良県個人情報保護条例など3つの条例を改正するものです。

このほかにも行政不服審査法の改正に伴う条例の制定が幾つかありますので、今回の行政不服審査法の主な改正内容を簡潔に説明します。

3点主な内容があり、今まで異議申し立てと審査請求の複数でしたが、不服審査の類型としては審査請求に原則一元化されました。それが1つ目です。

2つ目として、もともとの処分に関与していない審査庁の職員が審理手続を行う審理員という制度が導入されました。

3つ目として、第三者の立場から審査庁の裁決の判断の妥当性をチェックする行政不服審査会等への諮問手続が導入されました。この3つが主なポイントの内容です。

その改正内容を受けて、1ページ、第1奈良県個人情報保護条例については、個人情報の開示決定等に係る審査請求に対して既存の奈良県個人情報保護審議会において実質的な審理が行われていることから、審理員による審理手続に関する規定の適用を除外するなどのため、所要の改正を行うものです。

2ページ、第2奈良県情報公開条例についても同様の趣旨から所要の改正を行うとともに、奈良県情報公開審査会に諮問しなければならない実施機関として議会を加えるなどの改正を行うものです。

3ページ、第3奈良県行政手続条例の一部改正ですが、これについても行政不服審査法の改正に伴い、再調査の請求の制度が創設されたため、当該条例の適用除外対象に再調査の請求の手続に係る処分等を追加するなど所要の改正を行うものです。施行期日は、平成28年4月1日からとしています。

22ページ、奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例です。これは行財政改革を推進するとともに、定員のより一層の適正化を図るため、先ほども予算案の概要で、少し触れましたが、知事部局、各行政委員会等の定数について改正を行うものです。施行期日は、平成28年4月1日からとしています。

27ページ、職員の分限に関する条例の一部を改正する条例です。地方公務員法の改正に伴い降給の事由を追加するなどのため所要の改正をするものです。具体的には降給の種類を職員の意に反して当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することを言う降格と職員の意に反して当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することを言う降号と定義するとともに、それぞれの事由を定めるなどの改正を行うものです。施行期日は、平成28年4月1日からとしています。

34ページ、知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例です。厳しい財政状況等に鑑み、従前から行っている知事、副知事、常勤の委員、教育長及び一般職の職員の給与の額を減ずる特例措置の実施期間を1年間延長し、平成29年3月31日まで継続するため、所要の改正を行うものです。施行期日は、平成28年4月1日からとしています。

36ページ、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例です。地方公務員災害補償法施行令の改正に準じ、障害厚生年金等により年金

が支給される場合に傷病補償年金、休業補償を調整するための率を現行の0.86から0.88に変更するなどのため、所要の改正をするものです。施行期日は、平成28年4月1日からとしています。

39ページ、学校教育法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例です。学校教育法が改正され、現行の小学校、中学校に加えて小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことに伴い、関係条例の整備を行うものです。このうち総務部に関するものは、1の(1)の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正及び(2)の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正の2つです。施行期日は、平成28年4月1日からとしています。

46ページ、県吏員職員退隠料条例の一部を改正する条例です。刑法が改正されたことに伴い、刑の一部の執行猶予制度が導入されることになりました。これにより刑の一部執行猶予期間中は普通退隠料等を支給することとなるため、所要の改正をするものです。施行期日は、規則で定める日からとしています。

217ページ、奈良県税条例の一部を改正する条例です。法人県民税の特例制度について、平成28年3月31日に課税期間の期限が到来することから、奈良県税制調査会に諮問を行った結果、引き続き継続することは妥当との答申を得たことを受け、課税期間をさらに5年間延長するため、所要の改正を行うものです。施行期日は、平成28年4月1日からとしています。

なお、当該特例制度による税収については、社会福祉施設等整備基金に積み立てて、社会福祉の増進と医療の向上を図る施設の整備に活用しています。今後ともこれら福祉施設等の充実を進めたいと考えています。

219ページ、奈良県森林環境税条例の一部を改正する条例です。個人及び法人の県民税の均等割に上乘せする形で特例の適用している奈良県森林環境税について、奈良県税制調査会から引き続き継続することは妥当との答申を得たことを受け、適用期限を延長するため、所要の改正を行うものです。具体的には個人の県民税に係るものが平成32年度分まで、法人の県民税に係るものが平成33年3月31日までの間に開始する事業年度分までの延長としています。施行期日は、平成28年4月1日からとしています。

なお、当該森林環境税を用いた使い道、使途事業については、従来の取り組みを今後とも継続することにより施業放置林の整備等を進めるとともに、この税の趣旨について理解をより広く県民にいただく観点から沿道における植栽整備の推進にも活用したいと考えて

います。

303 ページ、奈良県病院事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例です。県立五條病院で行っていた病院事業の廃止に伴い、関係条例の整備を行うものです。このうち総務部に関するものは、2の(1)職員の特殊勤務手当の条例の一部改正及び(2)奈良県特別会計設置条例の一部改正の2つです。具体的には前者の(1)は病院に勤務する職員に支給される特殊勤務手当に係る内容を削除、後者については病院事業の廃止に伴い奈良県病院事業特別会計を廃止し、奈良県病院事業清算費特別会計を設置するものです。施行期日は、ともに平成28年4月1日からとしています。

329 ページ、行政不服審査法に基づく書面等の写し等の交付手数料に関する条例です。先ほど説明しました行政不服審査法の改正に伴い、書面等の写し等の交付を受ける審査請求人または参加人が納付しなければいけない手数料に関し必要な事項を定めるものです。施行期日は、ともに平成28年4月1日からとしています。

332 ページ、奈良県行政不服審査会条例です。行政不服審査法の改正に伴い、新たに条例制定するものです。具体的には審理員から提出された裁決案について審査庁が第三者機関に諮問することが必要となったため、新たに知事の附属機関として奈良県行政不服審査会を設置することとし、委員数などの組織に係る事項、委員の任期、資料等の写しの交付に係る手数料などに関する必要な事項を定めするものです。施行期日は、ともに平成28年4月1日からとしています。

349 ページ、奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例です。国の指定職及び特別職の給与改定に準じて、県議会議員、知事及び副知事、常勤の委員並びに教育長の期末手当を0.05カ月分プラス改定するため、奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例ほか3つの関連条例を改正するものです。施行期日は、一部を除き平成28年3月31日からしていますが、平成27年分の期末手当については平成27年12月1日からの適用としています。

360 ページ、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例です。これは人事委員会の給与に関する勧告等に鑑み、一般職の職員の給料、初任給調整手当及び勤勉手当の額の改定等を行うものです。具体的には、まず一般職の職員の給与に関して、給料表を人事委員会勧告に準じて改定するもの、次に、病院事業の廃止に伴い所要の規定整備を行うもの、また地方公務員法の改正に伴い等級別の基準職務を条例に規定するほか昇給

及び勤勉手当に反映する勤務成績の期間を改めるもの、361ページ、初任給調整手当について上限額を改定するとともに、獣医師を新たに対象とするもの、このほか勤勉手当について、人事委員会勧告に準じ支給月数を0.1カ月分プラス改定するものです。

363ページ、任期付職員及び任期付研究員についても人事委員会勧告に準じて給料表等を改定します。

364ページ、県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、先ほどと同様に地方公務員法の改正に伴い勤勉手当に反映する勤務成績の期間を改めるものです。施行期日は、一部を除き平成28年3月31日からとじていますが、人事委員会勧告に準ずる給料表の改定等については平成27年4月1日から、平成27年度分の勤勉手当については平成27年12月1日からの適用としています。条例に関する説明は以上です。

続いて、「条例その他予算外議案」について説明します。目次の2ページ、契約及び計画に係るその他の議案については、本委員会に付託されているものは平成28年度議案の議第49号から議第51号の3件で、このうち総務部に関するものは1件です。260ページ、包括外部監査契約の締結についてです。地方自治法第252条の36第1項の規定により包括外部監査契約を締結したいので、その議決を求めるものです。契約の目的、始期、金額、相手方は、記載のとおりです。

「平成27年度一般会計特別会計補正予算案その他（追加提出分）」の目次の契約等ですが、奈良県防災行政通信ネットワーク再整備事業に係る請負契約の締結など10件で、そのうち総務部に関するものは1件です。

34ページ、関西広域連合規約の一部変更に関する協議についてです。関西広域連合が処理する事務にまち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画、いわゆる地方創生総合戦略に係る事務を追加することに伴い、関西広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものです。

報告案件は、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告など2件ありますが、総務部に関するものは地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告のうち2つです。

40ページ、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例は、地方公務員法の改正に伴い引用する条文の整備を行うものです。

41ページ、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、行政不服審

査法の改正に伴い関係条例について引用する条文等の整理を行うもので、総務部に関するものは奈良県職員に対する退職手当に関する条例、一般職の職員の給与に関する条例、奈良県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、奈良県税条例の4つです。

以上が総務部所管事項にかかわる付託議案等です。

最後に、資料「平成26年度決算に係る決算審査特別委員会」の要望事項に対する措置状況について、主に平成28年度に取り組む内容について説明します。

1 ページ、市町村が主体的に取り組む企業誘致など地域の活性化につながる施策を支援されたいとの要望に対しては、主に平成28年度取り組む内容について、県内市町村における地方創生の好事例等の情報を発信するなど支援の充実を図っていきます。また、工業ゾーンの創出については、県と市町村とが連携し整備に向けた具体の検討を進めていきます。

次に、待機児童の解消に向けて、市町村への取り組みの支援と保育士確保に取り組まされたいとの要望に対しては、平成28年度は新たに保育士の負担を軽減することにより保育士の離職防止を図る保育補助者の雇い上げに対する補助や若手保育士定着促進のための研修等を実施します。

救急医療体制の充実に向けた取り組みを推進し、救急搬送時間の短縮に努められたいとの要望に対しては、e-MATCHシステムの入力の簡素化や手順の短縮のための改修を実施します。また、県立医科大学附属病院にヘリポートを整備し、県独自のドクターヘリの運航を開始する予定にしています。

橿原公苑について、今後必要となる施設の改修等に適切に対応されたいとの要望に対しては、橿原公苑のあるべき将来の姿を平成28年3月に取りまとめ、それに基づき今後必要となる施設の改修等を実施していきます。なお、緊急的に必要な修繕や改修として、陸上競技場トラックや芝生の一部張りかえを実施することとしています。

2 ページ、創業希望者が迅速に県内で創業できるよう、各支援機関と連携しながら最適な支援を行われたいとの要望に対しては、県制度融資において利子及び保証料の全額を県が負担する制度を30歳未満の若者が県内で創業する場合にも拡大することとしています。

薬用作物の生産振興のため、県が生産者と販売先をつなぐコーディネーターの役割を果たされたいとの要望については、国内の製薬・食料品メーカー等を対象とした国産生薬利用商品開発意向調査の結果に基づき、県内の栽培者と全国の製薬・食品企業等とのマッチングを推進していくなど生産者と販売先をつなぐ取り組みを進めています。

大和野菜等のブランド化など、農家の所得を上げる「儲かる農業」に向け取り組まれたいとの要望については、生産、流通、加工、販売を一気通貫に取り組む縦型事業協同組合のモデルとして、大和野菜の生産拡大の実証実験に取り組むとともに、柿、イチゴで品質にこだわった農畜水産物ブランド認証制度の運営をスタートすることとしています。

3 ページ、県営住宅の今後のあり方の検討に当たっては、居住者に配慮しつつ、敷地・跡地をまちづくりに役立てる観点を持って取り組まれたいとの要望に対しては、県営住宅桜井団地の建てかえにあわせて桜井市と協働して同団地内に地域の暮らしに必要な機能を導入する方針などを示した基本計画を平成28年3月末に策定します。平成28年度は、これに基づき整備に係る基本設計等を進めるとともに、その他の県営住宅についても立地市町村と連携し、要望の趣旨を踏まえあり方の検討を進めます。

いじめや不登校の減少に向け、スクールカウンセラーの配置を充実されたいとの要望については、平成28年度は新たに児童生徒の相談相手となる学生ボランティアを小学校等に派遣するほか、県立高等学校で重大事態が発生したことに鑑み、スクールカウンセラーを緊急的に重点配置します。また、私立学校におけるスクールカウンセラーの配置に対する補助の対象を小・中学校から高等学校にも拡大します。

なお、お手元に平成28年度予算案の主な取り組みなど予算案の関係資料、その他資料をお配りしています。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○長岡危機管理監 危機管理監所管の議案について説明します。

まず平成28年度当初予算案について説明します。「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の79ページ、2救急・周産期医療体制の構築の(1)救急医療体制の充実、奈良県救急医療管制システム、いわゆるe-MATCH事業です。救急搬送ルールを円滑に運用するため、e-MATCHシステムを全消防本部及び県内の救急搬送病院に導入しているところですが、来年度は先ほど総務部長が説明しましたが、操作時間の短縮を図るための入力の手軽化に係るシステムの改修を行うこととしています。

129ページ、1県土の防災力の向上の(1)自助・共助の推進、安全・安心まちづくり推進事業です。県民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、新たに県警察本部と県が協働して犯罪抑止と交通事故防止を図るべく犯罪や交通事故の分析結果に基づく中・長期的な施策をまとめた、(仮称)安全安心の確保のための奈良県基本計画を策

定します。

また、新たに奈良県安全・安心まちづくり旬間を実施することにより、地域の防犯意識を高めるとともに、自主防犯・防災団体の組織化、活性化を推進するため県民大会や地域リーダーの養成、そのフォローアップ研修など記載の取り組みを実施します。

新規事業の市町村住民避難対策支援事業です。昨年の関東・東北豪雨災害などの大規模災害の教訓を踏まえ、大和川流域の市町村間で整合のとれた避難勧告等の発令の基準を策定するため、国の大和川河川事務所とも連携しながら市町村とともに検討を行っていくものです。また、市町村向けの避難所運営に関する実務研修も実施します。

新規事業の近畿府県合同防災訓練の実施です。災害時における防災機関の相互の連携を深めるとともに、参加機関の災害対応能力の向上、広域応援体制の検証、県民の防災意識の高揚等を図るため、近畿危機発生時の相互応援に関する基本協定等に基づき近畿2府7県、緊急消防援助隊、関西広域連合と関係団体の参加のもとに防災総合訓練を実施するものです。

130ページ、(2) 基盤整備の推進、陸上自衛隊駐屯地誘致推進事業です。駐屯地の県内誘致の早期実現に向け引き続き国への提案・要望活動を実施するとともに、陸上自衛隊のヘリポートを併設した駐屯地の誘致のための調査や誘致気運の醸成のため県民向けのイベントを開催します。

奈良県広域防災拠点整備基本構想策定事業です。南海トラフ巨大地震等が発生した際、県内外から大量の人的・物的支援を受け入れて被災地を迅速に支援できる広域防災拠点の整備等のため広域防災拠点の機能の精査及び自衛隊施設との機能整理を行うものです。

孤立集落の支援対策事業です。災害時に孤立する可能性のある集落においてヘリコプターによる救助を迅速・的確に受けられるよう市町村が設定した臨時ヘリコプター駐機スペースの有効性を調査するものです。平成28年度は、平成27年度の調査により活用ができないことが判明した臨時ヘリコプター駐機スペースにかわる候補地を調査するものです。

奈良県防災行政通信ネットワーク再整備事業です。これは12月定例会で債務負担行為の設定をご承認いただいた防災行政通信ネットワークの再整備工事について歳出予算計上するものです。

新規事業の災害対応市町村連携訓練実施事業です。災害時に県が迅速・的確な対応を行うためには市町村との情報収集などにおける連携強化が重要であることから、市町村が災害対応を適切に行えるよう市町村防災担当職員を対象とした図上演習等を実施するもので

す。

133 ページ、3 消防力の強化、広域消防通信システム補助事業です。消防広域化を行った37市町村に対する支援として、消防救急無線及び消防指令センターの整備に係る費用のうち市町村及び奈良県広域消防組合の実負担額に対して県が2分の1の補助を行うものです。

消防力強化支援事業です。災害時における消防団による初期活動の充実を図るため市町村が行う消防団車両等の整備に対して補助を行い、その計画的な整備を促進するものです。

4 治安の強化、地域防犯力の向上・強化事業です。地域の自主的な防犯活動を行う事業所をサポート事業所として登録いただくとともに、地域防犯重点地区支援事業として防犯カメラの設置を行う自治会や自主防犯団体を支援する市町村に対し補助を行います。

134 ページ、5 交通安全の推進、交通安全対策推進事業です。自主的に交通安全活動を行う事業所をサポート事業所として登録いただくものです。以上が予算に関する説明です。

続いて、予算外議案について説明します。「平成27年度一般会計特別会計補正予算案その他（追加提出分）」の25 ページ、奈良県防災行政通信ネットワーク再整備に係る請負契約の締結です。防災行政通信ネットワークを再整備するための工事を行うもので、日本無線株式会社関西支社を契約の相手方として、契約締結の日から平成29年3月27日までの工期で、契約金額35億8,455万564円で請負契約を締結するものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほうお願いいたします。

○一松地域振興部長 予算案の概要について地域振興部所管の事業について主要事業、新規事業を中心に説明します。

「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」111 ページ、くらしの向上〔学びの支援〕です。1 地域の教育力の充実、教育政策推進事業で、総合教育会議、奈良県教育サミットを開催するなど奈良県教育等の振興に関する総合的な施策を推進します。

116 ページ、3 私学の振興、私立学校教育経常費補助金、私立幼稚園教育経常費補助金ですが、私立学校及び私立幼稚園の経常的な経費に対して引き続き補助します。

117 ページ、新規事業のALT配置促進事業費補助金ですけれども、ALT、すなわち外国語指導助手の配置を行う私立学校に対して補助をします。

私立高等学校授業料軽減補助金ですが、私立高校生等のいる世帯の教育費負担軽減のた

め授業料軽減を行った学校法人に補助します。

私立学校奨学のための給付金支給事業、学び直しへの支援事業ですが、それぞれ低所得者の就学及び高等学校等の中途退学者の就学を支援します。

118 ページ、新規事業の認定こども園等の移行支援事業ですが、私立幼稚園の認定こども園等への移行の準備に要する経費を補助します。

4 県立大学の充実、公立大学法人奈良県立大学運営費交付金、公立大学法人奈良県立大学中期目標関連費補助ですが、奈良県立大学に対し所要の経費を交付します。

119 ページ、くらしの向上〔文化の振興〕1 歴史文化資源の活用の（1）文化資源のデータベース化、整備・活用の支援です。総合的文化施策検討事業ですが、文化・芸術の振興に関する総合的・戦略的な施策を推進するための有識者会議を設置・運営し、文化振興大綱を策定します。

文化資源データベース構築事業は、県内の歴史文化資源のデータベースを構築し、情報発信します。

文化資源整備活用事業ですが、その中で文化財保存事業費補助金について県指定文化財の保存・修理に対し引き続き補助します。

文化資源活用補助金ですが、国・県指定文化財の活用、記紀・万葉プロジェクト等に関連した市町村指定及び未指定文化財の保存修理及び活用に対し補助します。

120 ページ、（2）情報発信強化・国際展開新規事業の（仮称）聖徳太子プロジェクト推進事業ですが、聖徳太子没後1400年に向けてプロジェクトを推進します。

新規事業の奈良の仏像海外展示準備事業ですが、県内の仏像を世界の著名な美術館で展示する展覧会の開催を準備します。

121 ページ、（3）地域への展開・人材育成等（仮称）奈良県国際芸術家村整備事業では、歴史文化資源活用の先駆的拠点である奈良県国際芸術家村の施設・設備等の整備において基本計画の策定を行うほか運営体制の構築に向けた検討などを行います。

新規事業の奈良県文化芸術振興奨学金事業ですが、文化財修復技術分野など文化芸術分野への就業を希望する大学生などの人材確保するため基金を創設して、要件を満たした者の奨学金返還免除額に相当する額を負担します。

（4）記紀・万葉プロジェクトの推進のうち文化資源の活用に関する事業につきましては平成28年度より地域振興部が所管します。

122 ページ、「記紀・万葉プロジェクト」広報PR事業ですが、各種メディアへの露

出機会の増大を図るため、新たに記紀・万葉をテーマとしたミュージカル・演劇など誘致活動を行うとともに、日本書紀PR映像などを活用した情報発信します。

日本書紀を学ぶ事業ですが、日本書紀をテーマにした講演会等を引き続き開催することに加えて、新たに首都圏の女性をターゲットにした（仮称）ヤマト撫子大学を開催します。

123ページ、2文化芸術イベントの開催、ムジークフェストなら2016開催事業ですが、奈良公園春日野園地での大規模野外コンサートや市町村との連携コンサート、世界遺産の社寺における5周年記念公演を実施します。

奈良県大芸術祭の開催ですが、県内における文化芸術活動のさらなる発展のため、引き続き大芸術祭を開催します。

国民文化祭開催準備事業は、平成29年度に開催する国民文化祭の実施計画の策定、公式ポスター、イメージソングの制作及びプレイベント等を実施します。

全国障害者芸術・文化祭開催準備事業ですが、国民文化祭と同時開催することにしていく全国障害者芸術・文化祭のプレイベントを実施します。

142ページ、くらしの向上〔エネルギー政策の推進〕です。1エネルギー政策の推進、エネルギービジョン推進事業ですが、地域における小水力発電の取組経費の一部補助、県内の中小企業者の省エネルギー対策への経費の一部補助を引き続き行います。

スマートハウス普及促進事業ですが、家庭における省エネ・創エネ・蓄エネ設備の普及を促進するため、太陽光パネルとあわせて蓄電池や燃料電池等の設置、太陽熱利用システム等を設置する県民に対してその経費の一部補助を引き続き行います。

新規事業の再生可能エネルギー活用調査支援事業ですが、市町村等が実施する地域振興等を目的とした再生可能エネルギー導入可能性調査に対して経費の一部を補助します。

新規事業の小型風力発電導入可能性研究事業では、新技術である小型風力発電設備を活用した県内での新たな風力発電の導入可能性について調査・検討を実施します。

143ページ、新規事業の災害時エネルギー自給支援事業ですが、大規模災害時に孤立のおそれのある集落について災害時に必要な電力等を自給するための避難所への設備導入経費の一部を補助します。

182ページ、1奈良モデルの推進です。「奈良モデル」推進事業ですが、引き続き県と市町村の連携・協働に向けた具体的な検討を行うとともに、県民に奈良モデルの取組について情報提供を行うためにジャーナルを発行します。

また、新たに今後の奈良モデルのあり方について検討するとともに、国機関への提言や

県内外への情報発信を行うための報告書を作成します。

「奈良モデル」推進補助金ですが、新たに広域連携に取り組む、または県からの権限移譲を受ける市町村等に対し補助を行います。

「奈良モデル」推進貸付事業ですが、複数の市町村が連携して取り組む大規模な施設整備に対し貸し付けを行います。

183 ページ、新規事業の市町村税収確保強化事業ですが、県とモデル市町村が実行委員会を組織して、実行委員会形式により市町村税納税促進コールセンターを設置し、市町村税の納税促進を図ります。

県域水道ファシリティマネジメント推進事業です。中和10市町村、磯城郡、北葛城郡及び北和4市において、施設及び業務の共同化を検討するとともに、新たに県営水道エリアにおける水道事業広域化を推進するため、県営水道エリアの全市町村の水道事業の経営事業を比較・分析します。

五條・吉野エリア施設共同化推進事業、簡易水道統合・共同化推進事業では、県域水道ファシリティマネジメントの取組を五條・吉野エリア、簡易水道事業エリアでも取組を進めます。

新規事業の過疎地域飲料水・生活用水供給手法検討事業ですが、簡易水道地域のモデル地区において最適な飲料水・生活用水供給手法を検討します。

184 ページ、2 行政経営向上への取組支援、活力あふれる市町村応援補助金、185 ページ、市町村振興資金貸付事業ですが、これらの事業により市町村の個別事業への支援を引き続き行い、行政経営向上に取り組む市町村を支援します。

なお、金額欄記載の2月補正分については、国補正予算等に対応するため、全額を平成28年度に繰り越します。

続いて、「平成27年度の2月補正予算案の概要（追加提出分）」、増額補正で3 ページ、地域振興基金積立金ですが、今後とも奈良モデルや市町村との協働によるまちづくりを積極的に推進するため、その資金となる10億円を基金へ積み立てするものです。

次に、減額補正を、知事及び県議会議員選挙執行費ですが、6,700万円の減額を計上しています。これは平成27年4月に行われた知事及び県議会議員選挙において立候補者が見込みより減になったこと等により減額するものです。

再生可能エネルギー等導入推進事業は4億6,455万円の減額を計上しています。これは市町村において平成27年度中に着手する事業箇所数が当初見込みより減少したこと

などにより減額するものです。

4 ページ、繰越明許費補正、新規について、再生可能エネルギー等導入推進事業ですが、事業主体である県水道局の御所浄水場小水力発電導入事業の工事のおくれにより 2, 5 4 8 万 9, 0 0 0 円の繰越措置をお願いするものです。

5 ページ、県立大学整備事業ですが、県立大学 1 号館等耐震改修工事の設計に不測の日数を要したため建設費 1 億 9, 3 7 0 万円の繰越措置をお願いするものです。

続いて、地域振興部所管の条例について説明します。「平成 2 8 年 2 月県議会提出条例」1 7 ページ、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例です。附属機関の設置について、地域振興部の所管は、(1) 文化資源活用補助金選定審査会、(2) 奈良県文化芸術振興奨学生選考委員会です。

(1) 文化資源活用補助金選定審査会ですが、先ほど予算案の概要で説明しました文化資源活用補助金に係る事業について審査する審査会を新たに知事の附属機関として設置するものです。

(2) 奈良県文化芸術振興奨学生選考委員会ですが、先ほど予算案の概要で説明しました奈良県文化芸術振興奨学金事業を実施するに当たり、応募した者に対して選考を行う審査委員会を新たに知事の附属機関として設置するものです。それぞれ平成 2 8 年 4 月 1 日から施行することとしています。

3 3 8 ページ、奈良県文化芸術振興奨学金基金条例です。これは今説明しました奈良県文化芸術振興奨学金事業を実施するに当たり、奨学金返還を免除するための基金を設置するものです。平成 2 8 年 4 月 1 日から施行することとしています。

続いて、「条例その他の予算外議案」の 2 5 9 ページ、さくら広域環境衛生組合の公平委員会の事務を県が受託することについてです。吉野町ほか 6 町村においてごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務を共同処理するさくら広域環境衛生組合に係る公平委員会の事務を、平成 2 8 年 4 月 1 日から県が受託することについて議決をお願いするものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○辻本南部東部振興監 それでは、南部東部振興監所管の予算議案について説明します。

「平成 2 8 年度一般会計特別会計予算案の概要・平成 2 7 年度一般会計 2 月補正予算案の概要」の 1 4 9 ページ南部地域・東部地域の振興、訪れてみたくなる地域づくり (1) 魅力を発見する、創るの新規事業の全国過疎問題シンポジウム 2 0 1 6 i n なら開催事業

です。全国の過疎地域における優良な取組を紹介するとともに、地域の魅力を発信するシンポジウムを総務省及び県内過疎市町村と共同で10月に開催します。

新規事業の奥大和振興シンポジウム開催事業です。今年度、平成27年度までは紀伊半島大洪水シンポジウムとしていましたけれども、名称を改めて、奥大和地域が今後、頻繁に訪れてもらえる、住み続けられる地域となるようシンポジウムを開催し、今後の取組につなげます。

150ページ、(2) 知ってもらおうの奥大和の食によるプロモーション事業ですけれども、キッチンカーによるプロモーションに加えて、新たに酔虎伝など居酒屋チェーンの展開するマルシェ株式会社や奈良健康ランドと連携し、メニューへの食材の活用等により奥大和のプロモーションを展開します。

新規事業の大手百貨店連携プロモーション事業です。阪神百貨店梅田本店で行われますバルや手技工芸展に参加し、奥大和地域の食材や特産品のプロモーション、移住情報の発信を行います。

151ページ、(3) 訪れてもらう、体験してもらうの奥大和の特色を活かしたイベント開催事業です。記載のとおり音楽イベントやアートイベント等奥大和地域の特色を生かしたイベントを実施し、地域を訪れてもらう機会を創出します。来年度は新たに自然豊かな奥大和地域で子育てを体験し、地域のよさを知ってもらうための森のようちえんを開催する予定です。

また、4回目を迎えます奥大和ゆうゆう祭に関しては、10月に吉野町で開催の予定です。

奥大和の特色を活かしたイベント支援事業です。これまでのおもてなしプログラムへの支援に加えて、新たに奥大和地域で住民が参加して開催される地域の自然環境等の特色を生かした新たな参加型イベントの支援を行う予定です。

新規事業の近鉄と連携した奥大和の魅力発信事業です。近畿日本鉄道株式会社と連携し、奥大和地域の魅力を発信する旅行商品を造成し、PRします。

新規事業の道の駅を活用した奥大和活性化事業です。道の駅を奥大和地域の活性化に向けた拠点として活用するため、利用者の状況や利用ニーズ等を調査するとともに、課題を抽出し、今後のあり方を検討します。

路線バスを活用した奥大和への誘客促進事業です。平成27年4月から平成28年1月末までの10カ月間で延べ約2万5,000人の方に利用いただいています。キャンペー

ン参加施設の宿泊者数は、前年度に比べて17%の増加となっています。新年度は特に効果がある冬の閑散期に重点を置いたオフシーズン対策として、期間を12月から3月に限定して実施します。

155ページ、2住み続けられる地域づくりの(2)暮らしやすくする、新規事業の安心して暮らし続ける奥大和生活支援事業です。奥大和地域の住民の方々が安心して暮らし続けていけるよう、買い物や移動手段の確保のための車両の購入など市町村等におけるモデル的な取組に対して支援を行います。

新規事業のふるさとへの愛着心育成事業です。若者の奥大和地域への定着に向け、地元への愛着心を深めるため、高校生と小・中学生が一緒になって主体的に取り組む地域の魅力を発信するイベントを開催します。

160ページ、(4)移り住んでもらう、奥大和移住促進事業です。これまでの情報発信や拠点施設への整備への支援に加えて、新たに旧耳成高校のセミナーハウス内に移住者の情報交換や交流の拠点となる奥大和移住定住交流センターを開設して、移住・定住相談員を配置します。また、空き家バンクの取組を行う自治体や民間団体等が集まり、全国の優良な取組を共有する空き家バンクサミットを11月に開催します。

新規事業の奥大和移住・定住連携協議会運営事業です。昨年9月に設立した県と奥大和地域19市町村で構成する同協議会において、広域での移住情報の発信や各市町村の相談窓口の充実に向けた取組や移住体験プログラムなどを実施します。

ふるさと創生協力隊等設置・支援事業です。協力隊員が抱える課題解決に向けた意見交換や新たな人脈づくりのための交流会を開催するほか、起業家に向けたセミナーや公認会計士等による個別相談を新たに実施します。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○福井観光局長 観光局所管の提出議案のうち、まず提出予算案について、説明します。

「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の38ページ、経済の活性化〔観光の振興〕です。そのうち宿泊産業の育成支援として、新規事業の奈良県ビジターズビューロー活動強化事業は、ビジターズビューローが旅行商品のブランド名を大和しかバスツアーと名づけて、花の名所や絶景などその季節ならではの観光スポットを組み入れたバスツアーなどを企画して、積極的にセールスを行う事業に補助するものです。

修学旅行誘致促進事業は、修学旅行の目的地、宿泊先の決定に大きく関与される校長や

教職員、そして旅行会社をターゲットとした誘致活動を推進します。新たに修学旅行誘致ポータルサイトを立ち上げて、充実したコンテンツを制作し、全国への情報発信を強化します。

39ページ、新規事業の吉野・天川・十津川宿泊観光推進事業は、宿泊施設が集中している3地域の観光力の向上を目的として、積極的な情報発信を行う吉野・天川・十津川連携観光協議会に対し負担金を支出するものです。

3観光の環境整備、(1)案内力・説明力の向上の41ページ、奈良盆地周遊型ウォークルート造成事業は、奈良盆地全体を歩いて快適にぐるっと1周できるルートを造成します。地元市町村と協定を提携した上で、区間を区切って順次ルートの設定及び案内サインの整備を進めます。

新規事業の奈良県観光サービス改善委員会設置事業は、奈良県を訪れる観光客に対するサービスの向上を目的として、県関係者、観光関連事業者、交通事業者、有識者等による委員会を設置して、観光客などからいただいた要望や意見をもとにサービス改善のための方策を検討するとともに、観光関連事業者にフィードバックして観光サービスの改善を図ります。

45ページ、4イベントの充実、(5)地域連携型イベントとして、宿泊観光客の増加に向けた冬期イベント展開事業については、冬期のオフシーズンの宿泊観光客の増加を図るため、無病息災を祈る奈良大立山まつりを核とした誘客重点キャンペーンを平成28年度においても引き続き展開します。

47ページ、5にぎわいの拠点づくり、(2)奈良公園として、奈良県外国人観光客交流館整備事業は、奈良県猿沢インですけれども、外国人観光客が交流・宿泊できる拠点施設として、平成28年11月予定のグランドオープンに向けて宿泊機能、文化体験・イベントスペース等を整備するものです。

奈良県外国人観光客交流館運営事業は、猿沢インにおいて外国人観光客が県内を快適に周遊するための観光情報の提供や外国人スタッフによるフェイスブック、ツイッター等のSNSを活用した情報発信、新たに宿泊サービスの提供や中南和等へのエリアツアーの企画・販売を行う予定です。

49ページ、6観光情報発信として、奈良県観光キャンペーン事業は、春日大社第六十次式年造替を契機として、東京を中心とした大都市圏で旅行事業者やメディア関係者を対象とした旅行商品会や商談会を実施します。また、テレビや女性雑誌、インターネット等

を連動させた広域広報を展開していく予定です。

首都圏情報発信プロジェクト事業については、歴史文化ファンの多い首都圏から奈良に観光客を呼び込むため、東京駅に隣接した情報発信拠点や、交通メディア、雑誌などを活用した情報発信事業を行います。また、新たに歳時記と関連づけて奈良県の地域の魅力を発信する情報コンテンツ、奈良の暦を制作します。

5 1 ページ、7 外国人観光客の誘致として、新規事業の地域観光マーケティング推進事業は、観光に関する市場ニーズを的確に把握し、効果的なプロモーションを実施するため、観光マーケティングの専門家などが参画する委員会を設置し、ターゲットとする市場のリサーチやプロモーション手法を検討します。また、日本版DMO、ディスティネーション・マネジメント・オーガナイゼーションですけれども、この構築に向けた検討なども行う予定です。

5 2 ページ、外国人観光客誘致戦略新市場開拓キャンペーンは、県が独自に富裕層市場等へのプロモーションを実施するとともに、切れ目のない海外プロモーションを展開するためのプロモーターや着地型商品を造成するためのコーディネーターを設置して、奈良県での宿泊を多く見込んだ旅行商品を造成する旅行会社・海外メディア等へプロモーションを展開します。また、関西広域連合による東南アジア市場へのトップセールスに参加して、本県の魅力をPRします。

新規事業の奈良県ビジターズビューローインバウンド誘致促進事業は、奈良県ビジターズビューローが外国人観光客向けの旅行商品着地オペレーターを設置することに対して、補助を行うものです。

8 M I C E の誘致ですが、国際会議開催支援事業は、本年6月に奈良で開催されるUNWTO、これは国連世界観光機関ですけれども、アジア太平洋地域委員会及び秋に開催される第54回電気通信・情報作業部会が円滑に運営できるよう、参加代表者団へのおもてなしや奈良の魅力のPRを行うものです。

金額欄記載の2月補正分については、国補正予算等に対応するため、全額を平成28年度に繰り越すものです。

続いて、観光局所管の平成27年度2月補正予算案についての説明をします。「平成27年度2月補正予算案の概要（追加提出分）」の4ページ、繰越明許費補正の新規、奈良県外国人観光客交流館整備事業については、工法検討等に不測の日時を要したことにより、9,700万円の繰越措置をお願いするものです。

続いて、観光局所管の条例案について説明します。「平成28年2月県議会提出条例」の48ページ、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例のうち、1(1)ア通訳案内士の登録申請事務等を、関西広域連合が行うようになり、この通訳案内士の登録申請手数料等を廃止するため、所要の改正をするものです。施行日は、平成28年4月1日です。

221ページ、奈良県外国人観光客交流館条例の一部を改正する条例で、奈良県猿沢インの関係です。平成28年11月に全面オープンする予定の奈良県外国人観光交流館、猿沢インですけれども、この料金を使用料として徴収するための所要の改正をするものです。222ページから料金等の一覧表があります。施行日は、規則で定める日としています。

以上が観光局からの提出議案の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○土井健康福祉部長 健康福祉部に係る提出議案のうち、平成28年度当初予算案及び平成27年度2月補正予算案について、説明します。

「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の74ページ、くらしの向上[健康づくりの推進]です。1健康寿命日本一を達成するための健康的な生活習慣の普及、健康ステーション設置促進事業です。健康づくりを實踐できる拠点である橿原市と王寺町の奈良県健康ステーションを引き続き運営するとともに、新たに市町村営の健康ステーションの設置を支援するための補助制度を設けるものです。

食育推進事業です。市町村の課題に応じた取り組みを推進するため、新たに市町村別の野菜摂取量や食塩摂取量など食に関する実態調査を実施するものです。

75ページ、2特定健診受診や介護予防の推進の、「スマホ」を活用した生活支援サービス提供事業です。山間部の高齢者等を対象に、スマートフォンを活用して生活支援サービス等を提供するため県が開発したアプリを搭載したスマートフォン等を市町村に貸し出し、導入を促進するものです。

76ページ、3疾病の早期発見、医療体制の充実等による早世の減少、がん検診推進事業については、がん検診受診率50%の目標達成に向け、平成27年度までに実施をしたモデル事業により効果が実証された受診対象者への個別受診勧奨・未受診者への再勧奨について、これに取り組む市町村を支援するための補助制度を新たに設けるものです。

90ページ、くらしの向上[福祉の充実]です。91ページ、1障害者支援の充実(2)福祉のア障害福祉サービス等の充実です。障害者福祉施設整備事業については、障害者の就労支援や生活介護の場を整備するため2つの施設の創設に対して補助を行うもの

です。

障害者通院支援のあり方検討事業は、恒常的に通院を必要とする障害のある人に対する通院支援のあり方について、調査検証することにより公平公正な支援のあり方について検討を行うものです。

イ住まいの確保、障害者グループホーム等整備事業です。障害のある人の住まいの場を確保するため、4つの施設の創設に対して補助を行うものです。

92ページ、ウ差別の解消と権利擁護の推進、障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり推進事業については、同条例の全面施行に伴い窓口相談の開設など体制の整備と普及啓発を行うものです。

93ページ、(4)雇用のア一般就労への支援、障害者雇用拡大事業所支援事業については、障害者雇用に熱心に取り組む県内事業所に対して雇用拡大に必要な経費を補助し、就労機会の創出、拡大を図るものです。

特例子会社設立・運営支援事業については、規模の大きな企業等を対象に特例子会社の設立を強力に促進し、その運営を支援することにより障害のある人の雇用機会の拡大を図るものです。

94ページ、イ福祉的就労への支援、はたらく障害者応援プレミアム商品券発行事業については、授産商品等の購入を対象としたプレミアム商品券を発行するとともに、販売会の開催を通して商品の認知度を高め、販路拡大につなげることにより障害のある人の工賃向上を図るものです。

(5)社会参加のアスポーツ・文化芸術活動等、全国障害者芸術・文化祭開催準備事業については、平成29年度の同芸術・文化祭の開催を契機として、より一層障害のある人となない人の交流の促進を図るため、平成28年度はプレイベントを開催します。

95ページ、イ県民理解の促進、まほろば「あいサポート運動」推進事業です。平成28年度は新たに障害のある人が支援・配慮を必要としていることを示す意思表示マークの作成とその普及を通じて、障害のある人が支援を求めやすい環境づくりを進めるものです。

2地域包括ケアシステムの構築、介護予防・生活支援サービス推進事業については、地域住民や高齢者の社会参加を推進し、生活支援の担い手となっていただくなど介護予防と生活支援サービスの充実に向けて市町村の取り組みを支援するものです。

96ページ、退院調整ルールづくり推進事業です。介護が必要な高齢者が退院に際し円滑に在宅療養に移行できるよう、病院とケアマネジャーとの退院調整ルールづくりに取り

組む市町村を支援するものです。

市町村在宅医療・介護連携拠点整備事業については、切れ目のない在宅医療、介護サービスの提供体制を構築するため、ほかの地域のモデルとなる在宅医療・介護連携拠点の整備に取り組む市町村を支援するものです。

市町村認知症初期集中支援推進事業です。認知症の早期診断・早期対応に向けた市町村の支援体制が定着するよう、市町村の担当者等による会議や研修等を実施するものです。

98ページ、3高齢者支援の充実(1)介護人材の確保及び介護保険制度の着実な運営です。特別養護老人ホームの整備については、平成27年度に整備を決定した5つの施設、230床の整備に対して補助を行うものです。

地域密着型サービス施設等整備促進事業については、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の実情に応じて小規模多機能型居宅介護事業所など地域密着型サービス施設等の整備を促進するものです。

介護職員初任者研修支援事業については、初任段階の介護職員が質の高い介護サービスを提供する担い手となるよう介護職員初任者研修受講に要する経費に対して補助を行うものです。

訪問看護ステーション支援事業については、医療ニーズの高い要介護の高齢者が住みなれた地域で安心して在宅療養生活を継続できる環境を整えるため、在宅において医療サービスを提供する訪問看護ステーションに対して支援を行うものです。

99ページ、高齢者の生活・介護等に関する県民調査です。平成29年度に高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業支援計画の策定を行う必要がありますので、高齢者の日常生活や介護等に関する実態の調査を行うものです。

(2) 生きがいつくりの推進、100ページ、高齢者就労支援事業です。高齢者の多様な就労について情報発信を行う冊子の発行や高齢者の生きがいや就労の場となる起業に対して補助を行うものです。

4総合的な福祉の推進、小さな拠点づくり推進事業については、県域における小地域での地域福祉を推進するため、県と王寺町が協働し、新旧住民が混在している地区においてモデル事業として地域の誰もが気軽に集える小さな拠点づくりに取り組むものです。

市町村社協活動支援事業については、県と県社会福祉協議会が協働し、地域福祉の推進に必要な人材等をつなぐ県域の生活支援ネットワークを構築するとともに、地域における支援活動の担い手であるコミュニティソーシャルワーカーの養成を行うものです。

福祉・介護人材確保に向けた協働連携事業については、求職者が安心して就職できるように知事が認証する福祉・介護事業所認証制度を導入するとともに、高校や大学等の新卒者を対象とした福祉・介護の仕事の魅力をPRする冊子を作成、活用し、人材の確保を図るものです。

101ページ、生活困窮者自立支援対策事業です。新たに一般就労に結びつきにくい方の就労準備支援を行うとともに、地域における子どもの生活・学習支援の拡充を図るものです。

介護福祉士等修学資金貸付原資造成補助金については、福祉、介護のサービスを担う専門職である介護福祉士の資格取得を希望する方などに対する貸し付けを実施するため、県社会福祉協議会に対して原資造成費の補助を行うものです。

5 医療保険制度の円滑な運用で、102ページ、後期高齢者医療財政安定化基金事業です。保険料の収納不足や見込み以上の医療給付費の増加に対応するため、国、県、広域連合が同額を県の基金に積み立てを行うものです。なお、積立額は条例で定める拠出率により算定しますが、今県議会に上程している改正条例案に基づき所要額を計上しています。

6 福祉医療対策の推進です。この4つの事業については、いわゆる福祉医療制度に係る経費ですが、このうち子ども医療費助成事業については、子どもの健康保持や子育て支援の観点から新たに平成28年8月診療分から小学生、中学生の通院を医療費助成の対象とすることとしました。

なお、ただいま説明しました主要事業のうち障害者グループホーム等整備事業の金額欄記載の2月補正分については、国補正予算に対応するため、全額を平成28年度に繰り越します。以上が健康福祉部に係る当初予算案、補正予算案の主要事業の概要です。

続いて、「平成27年度2月補正予算案（追加提出分）」2ページ、増額補正で地域医療介護総合確保基金積立金です。介護分として介護施設の整備や介護従事者の確保に係る事業財源に充当するため、基金の積み増しを行うものです。国の緊急対策に伴い県の平成27年度基金積立金の増額補正について、平成28年2月に各都道府県の事業量に応じた追加内示があったことから、所要額を計上するものです。

国民健康保険財政安定化基金積立金については、国民健康保険法の改正により平成30年度から国民健康保険の財政運営を都道府県単位で行うことに伴い、保険料の収納リスクや医療給付費の増加リスクに対応するため基金の造成を行うものです。

生活保護費については、生活保護法に基づく生活保護受給者の増加に伴い、所要額を計

上するものです。

障害者自立支援給付事業については、障害者総合支援法に基づく居宅介護や生活介護等を利用する障害のある人の増加に伴い所要額を計上するものです。

障害児通所給付事業については、児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービスなどを利用する児童の増加に伴い所要額を計上するものです。

国庫返還金で介護基盤緊急整備等支援基金については、高齢者グループホームや既存施設の sprinkler 整備などの財源に充当してまいりましたが、事業期間の満了に伴い基金残高を国庫に返還するものです。

なお、高齢者グループホーム等の整備や施設の円滑な開設を図るための経費に対する助成については、引き続き地域医療介護総合確保基金を活用して取り組んでまいります。

介護職員処遇改善等支援基金については、介護職員の処遇改善や介護施設の円滑な開設を図るための財源に充当してきましたが、同じく事業期間の満了に伴い基金残高を国庫に返還するものです。

3 ページ、減額補正で、国民健康保険財政調整交付金です。国民健康保険調整交付金条例の規定に基づき、平成 27 年度に確定した基準財政需要額により交付するため所要の減額を行うものです。

4 ページ、繰越明許費補正です。県立障害福祉施設建替整備事業については、開発の前提となる敷地の境界確定等に不測の日時を要したことから繰越を行うものです。

老人福祉施設整備事業については、特別養護老人ホームの整備に対し補助するものですが、2つの施設において事業主体のおくれにより繰越を行うものです。

地域密着型サービス施設等整備促進事業については、地域密着型施設の創設等に対し補助するものですが、4つの施設において事業主体のおくれにより繰越を行うものです。

以上が健康福祉部に係る 2 月補正予算案追加提案分の概要です。

「平成 28 年度 2 月県議会提出条例」の 39 ページ、学校教育法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例です。健康福祉部に関しては、1 の (3) 奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例です。学校教育法の改正により新たな学校の種類である義務教育学校が追加されたことに伴い、障害のある人が就学すべき学校に義務教育学校を加えるため所要の改正をするものです。

48 ページ、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例です。健康福祉部に係るものは、1 (1) のキ介護支援専門員実務研修手数料等の改定です。介護保険法施行規則に規定す

る介護支援専門員に係る研修について、国の標準研修課程の見直しに準じて研修内容の充実や時間数の増を図ることから受講料について所要の改正をするものです。なお、施行期日は平成28年4月1日とし、実務研修などの一部の研修については規則で定める日としています。

229ページ、奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例です。地域的な要因等により障害福祉サービス事業所の開設が困難な場合、介護保険制度上の指定小規模多機能型居宅介護事業者が障害者総合支援制度上の自立訓練とみなされる通いサービスを提供できることとなったことに伴い、指定小規模多機能型居宅介護事業所が行う通いサービスを児童発達支援とみなすための利用定員等の要件を変更するため、所要の改正をするものです。

237ページ、奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例です。これはただいまご説明を申し上げました介護保険制度上の指定小規模多機能型居宅介護事業者が障害者総合支援制度上の自立訓練とみなされる通いサービスを提供できることとなったことに伴い、障害者のサービス利用を拡充するため所要の改正をするものです。

261ページ、奈良県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例です。介護保険法等の改正により定員18人以下の小規模な通所介護について、平成28年4月1日から市町村が指定を行う地域密着型サービスに移行することに伴い、市町村が指定する地域密着型特別養護老人ホームにおいて人員基準が緩和できる併設サービスの一つとして地域密着型通所介護事業所を加えるため、所要の改正をするものです。

263ページ、奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例です。これも説明をしました介護保険法等の改正により小規模な通所介護が地域密着型サービスに移行することに伴い、小規模通所介護に係る規定の削除など所要の改正をするものです。

282ページ、奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例です。これも同じく介護保険法等の改正により小規模な通所介護が地域密着型サービスに移行することに伴い、有料老人ホーム等で提供される受託介護予防サービスの種類に地域密着型通所介護を加えるなど所要の改正をしようとするものです。

286 ページ、奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例附則第二条及び第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例です。この条例は、平成30年3月31日まで旧制度上の介護予防訪問介護と介護予防通所介護を行えるよう経過措置を定める条例です。これもさきに説明をしました3本の条例と同じく小規模な通所介護が地域密着型サービスに移行することに伴い、地域密着型通所介護事業所においても介護予防と通所介護を一体的に運用できるよう所要の改正をするものです。

294 ページ、奈良県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例です。平成28年度及び平成29年度において後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金に係る割合を定めるため、所要の改正をするものです。割合については、現行の10万分の44から10万分の41に改定するものです。

328 ページ、奈良県社会福祉施設耐震化等促進基金条例を廃止する条例です。奈良県社会福祉施設耐震化促進基金について、国の基金管理運営要領に定める基金事業の実施期限が平成28年3月末に到来することから、これを廃止するものです。

399 ページ、奈良県国民健康保険財政安定化基金条例です。国民健康保険法の改正により平成30年度から国民健康保険の財政運営を都道府県単位で行うことに伴い、保険料の収納リスクや医療給付費の増加リスクに対応するための基金を設置するものです。以上が条例案の概要です。

最後に、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について説明します。「平成27年度一般会計特別会計補正予算案その他（追加提出分）」の39ページ、報第27号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についてです。健康福祉部が所管するものは、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、介護保険法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例です。

41 ページ、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例のうち健康福祉部に係るものは、第5条で奈良県障害者介護給付費等不服審査会設置条例です。行政不服審査法の改正に伴い引用する条文の整備を行うものです。

45 ページ、介護保険法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例です。介護保険法の

改正に伴い、引用する条文の整備を行うものです。

以上が健康福祉部に係る２月定例県議会提出議案の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○上山こども・女性局長 ２月定例県議会提出議案のうち、こども・女性局の平成２８年度当初予算及び平成２７年度２月補正予算について説明します。

「平成２８年度一般会計特別会計予算案の概要・平成２７年度一般会計２月補正予算案の概要」の１０３ページ、くらしの向上〔少子化対策・女性の活躍促進〕の１少子化対策の推進です。結婚新生活支援事業費補助金については、結婚して新生活を始められる方に新居の住居費、引越し費等を支援する市町村に対し補助するものです。

「なら子育て応援団」広報・啓発事業については、店舗、企業等が子育て家庭に対して料金割引等の独自のサービスを提供するなら子育て応援団の制度と各都道府県が実施している子育て支援パスポート制度の全国共通利用を周知するとともに、子育て関係団体との協働により子育て応援の機運を醸成する各種啓発イベントを実施するものです。

子育てひろば等普及充実事業については、地域において子育て相談や情報提供行っている子育て支援の拠点などを充実し、支援の裾野を広げていくため関係者を対象にするセミナー等の開催や親や祖父母が子育てのノウハウについて学ぶために作成したプログラムの普及を図ります。

２子どもの健やかな育ちへの支援の（１）子育て支援の充実です。１０４ページ、安心子育て支援対策事業については、安心こども基金を活用し、幼保連携型認定こども園の施設整備等に要する経費を市町村に対して補助するものです。

１０５ページ、若手保育士定着促進研修事業については、若手保育士の離職防止を図るため、保育の魅力を再発見できる研修を実施するものです。

保育士試験合格者に対する実技研修事業については、保育士試験により資格を取得した保育士に対し、指導計画の策定等の実技に関する研修を実施し、保育士の就業、定着を支援するものです。

保育士養成施設卒業者就職促進支援事業については、保育士の養成施設が卒業予定の学生に対して保育所等に就業するよう働きかけ、従来よりも就職率が上がった場合に養成施設に対し支援するものです。

保育補助者雇上強化事業については、保育所等における保育士の負担を軽減するため短時間勤務の保育補助者の雇い上げを支援する市町村に対し補助するものです。

106 ページ、ひとり親家庭の子育て支援事業については、奈良県スマイルセンターにおけるワンストップ機能の強化や子育てセミナーの開催など、ひとり親家庭の子育てに対して幅広い支援を実施するものです。

子どもの「心と学び」サポート事業については、ひとり親家庭の子どもに対し学生ボランティア等による心のケアと学習支援を実施するものです。

子どもの居場所づくり検討事業については、市町村と関係機関と連携し、ひとり親家庭の子どもが放課後等に気軽に安心して集うことのできる居場所づくりについて検討を行うものです。

107 ページ、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付原資造成補助金については、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して養成機関への入学準備金等の貸し付けを行うため基金の造成について補助するものです。

(2) 児童虐待対策の充実です。108 ページ、児童養護施設等の養育環境改善事業については、児童養護施設入所児童等の養育環境改善を図るために行われる施設におけるケア単位の小規模化等に要する経費を補助するものです。

アウトリーチ型子育て支援モデル事業については、児童虐待の未然防止を図るため家庭訪問支援プログラムの効果検証を行い、県内市町村に普及させるとともに、プログラムに沿った支援を行う家庭訪問員を育成するための研修会を開催するものです。

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付原資造成補助金については、児童養護施設を退所後に就業または進学する者に対して、家賃や生活費、資格取得費の貸し付けを行うため基金の造成について補助するものです。

3 女性の活躍促進の(1) 男女ともに意識・考えを変える取組です。109 ページ、女性の活躍促進情報発信事業については、女性が能力を発揮して活躍できる環境整備に向け県民の意識醸成を目的としたフォーラムの開催、ジャーナルの発行を行うものです。

(2) 女性の活躍の場の拡大、ワーク・ライフ・バランス推進事業については、企業や団体が開催する研修会に講師を派遣し、働きやすい職場づくりを推進とするものです。

(3) 女性のスキル・能力向上の、地域文化力向上のための女性人材育成事業については、公益財団法人奈良婦人会館との協働連携に関する協定に基づき、地域の文化力を向上させるボランティア活動などを担う女性人材の育成などの事業を行うものです。

女性起業家・経営者活躍促進事業については、女性の起業家・経営者の経営スキル向上と幅広いネットワークづくりを目的としてセミナー等を開催することにより事業拡大等を

支援するものです。

110 ページ、女性翻訳者活躍推進事業については、県の刊行物等の翻訳など県の翻訳者養成塾に参加した女性翻訳者等に就労の機会を提供し、活躍を推進するものです。

(4) 女性相談保護対策の推進、女性相談対策事業については、中央こども家庭相談センターにおいて女性相談、暴力被害女性の一時保護及び生活指導を行うものです。

なお、ただいま説明しました主要事業のうち金額欄記載の2月補正分については、国補正予算等に対応するため、全額を平成28年度に繰り越します。こども・女性局に係る平成28年度当初予算及び平成27年度2月補正予算案の主要事業の概要については以上です。

「平成27年度2月補正予算案の概要（追加提出分）」の2ページ、増額補正です。児童養護施設等児童保護措置費については、児童養護施設等の子どもの入所に係る保護単価の改定に伴い所要の措置費を計上するものです。

4 ページ、繰越明許費補正の新規です。安心子育て支援対策事業については、安心こども基金を活用し、保育所の施設整備に要する経費を市町村に補助するものですが、1施設において事業主体のおくれにより繰り越しを行うものです。

放課後児童クラブ施設整備費等補助事業については、放課後児童クラブの創設に要する経費を補助するものですが、1施設において事業主体のおくれにより繰り越しを行うものです。

2月補正予算の概要については以上です。

「平成28年2月県議会提出条例」の296 ページ、奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例です。国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、待機児童を解消するまでの当分の間、保育所の職員配置に係る条例を定めるなど所要の改正をするものです。

395 ページ、奈良県安心こども基金条例の一部を改正する条例です。国が安心こども基金に係る事業の実施期限を延長したことに対応し、条例の有効期限を延長するものです。

こども・女性局に係る2月定例県議会提出議案の概要については以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田尻委員長 説明の途中ですが、ここで一旦休憩をして、午後1時20分より引き続き説明を受けたいと思います。しばらく休憩をいたします。

12：15分 休憩

○田尻委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、東日本大震災の追悼のため午後2時46分ごろに黙禱をささげたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、医療政策部長から順に説明をお願いします。

○渡辺医療政策部長 医療政策部所管の案件について説明します。

「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の18ページ、漢方のメッカ推進プロジェクト事業では、奈良県にゆかりの深い漢方について、薬用作物の生産から医薬品製造、販売、関連サービスの創出等を総合的に推進し、国産生薬の品質評価に係る研究などに取り組みます。

74ページ、くらしの向上〔健康づくりの推進〕です。1健康長寿日本一を達成するための健康的な生活習慣の普及、患者個人が診療、服薬情報等を活用できる環境を構築するためマイ健康カードの導入に向けた取り組みを行うマイ健康カード導入事業です。

患者のための薬局ビジョン推進事業は、地域に密着したかかりつけ薬局を健康情報拠点として活用するものです。

76ページ、3疾病の早期発見、医療体制の充実等による早世の減少では、ならのがん登録推進事業など記載の事業に取り組みます。

77ページ、くらしの向上〔医療の充実〕、1高度医療の確保・充実、奈良県総合医療センター建替整備事業では、高度医療拠点病院として、奈良県総合医療センターの移転整備を進めるための建築工事、造成工事、各種調査業務等を実施します。

(2) 地方独立行政法人奈良県立病院機構の運営支援等では、新病院開設に向け増員した本部事務局人件費を新たに運営費交付金に追加します。

病院運営のための短期借入金限度額を40億円から80億円に増額することに対応するための短期無利子貸付金の新設のほか施設整備に対する貸し付け等77ページから78ページに記載の事業に取り組みます。

78ページ、(3) 公立大学法人奈良県立医科大学の運営支援等では、運営費交付金の交付やヘリポートの整備、医科大学教育研究部門の移転、附属病院の機能充実及び周辺まちづくりの推進に取り組みます。

79ページ、2救急・周産期医療体制の構築ですが、救急患者が迅速に適切な救急医療を受けることができるよう、また県民に安心して出産していただける体制づくりを進める

一環として、さらに災害医療体制の充実のために、救急救命士の技能向上を目的とした取り組みの救急救命士病院実習受入促進事業や、病院群輪番制病院設備整備費補助事業、80ページ、県独自のドクターヘリの運航に係る経費を計上するドクターヘリ運航推進事業をはじめとした記載の事業に取り組みます。

81ページ、医師・看護師の確保です。1医師の確保においては、医師の偏在解消や奈良県で活躍されるよき医療人の育成に取り組むため記載の事業に取り組みます。

新規事業で大学生提案事業として、奈良の将来の医療と介護をつくる多職種学生の集い事業を実施します。

82ページ、(2)看護師の確保においては、離職防止、新規就業者の増加、復職支援を3つの柱として、82ページから83ページの記載の事業を実施します。

82ページ、病院内保育所施設整備費補助、83ページに在宅看護を牽引するリーダーの養成と県内就業の促進のための在宅医療看護人材育成支援事業、看護職員需給見通し策定事業が新たな取り組みとなります。

4地域医療連携体制の構築、(1)南和地域の医療提供体制の充実において、平成28年4月に開院となる南奈良総合医療センターをはじめとした南和広域医療企業団による医療提供の開始に当たり、企業団が行う取り組みに対する新たな支援や県立五條病院の閉院に係る清算事業など83ページから84ページに記載の事業を実施します。

84ページ、(2)地域医療の充実においては、地域医療構想の実現に向けた取り組みとして、新規地域医療構想の実現に向け関係者と必要な協議を行うため構想区域ごとに地域医療構想調整会議の設置・運営を行う地域医療構想調整会議設置・運営事業。患者の受療動向等を分析する病床機能分化・連携情報分析推進事業。病床機能分化・連携促進基盤整備事業や、地域医療・介護連携ICT導入推進事業。在宅医療連携体制構築事業のほか、85ページ、在宅医療専門医を育成する医療機関に対し補助を行う在宅医療専門医育成支援モデル事業、入院患者の退院支援を行う看護師または社会福祉士を新たに配置する病院に対して補助を行う在宅療養移行支援事業、医療事故の情報収集・分析・評価を行う組織のあり方や、その活用方法を検討する医療安全体制構築検討事業など84ページから85ページに記載の事業を行います。

奈良県総合医療センター周辺地域まちづくり推進事業では、奈良県総合医療センター移転後の周辺地域において医療・予防・介護・健康づくり・子育て等が連携した全国のモデルとなる取り組みを推進したいと考えています。

86 ページ、(3) がん対策の推進です。全ての県民が切れ目のない質の高いがん医療を受けることができる体制を整備するため、ならのがん対策推進事業、がん診療連携推進事業など記載の事業を総合的に実施したいと考えています。

(4) 難病対策の充実においては、記載の事業を継続実施し、その充実を図ります。

87 ページ、へき地医療体制の充実においては、県土の約7割を占めるへき地の医療について引き続き医師、看護師の確保や医療施設の整備に努めます。

6 健康に関する危機管理対策ですが、新規事業のヒトパピローマウイルス感染症予防接種後相談事業の実施、88 ページ、肝炎対策事業においては、肝疾患連携拠点病院となっている県立医科大学附属病院の機能充実となる取り組みを実施するなど記載の事業に取り組みます。

7 番母子保健の充実です。新規事業の男性不妊治療助成事業においては、不妊治療を受ける男性に対して医療費の助成を行うほか、89 ページ、新規事業の乳幼児健康診査体制整備支援事業、新規事業の子育て世代包括支援センター支援事業をはじめ記載の事業に取り組みます。

8 番精神保健の充実においては、新規事業の薬物等依存症者治療・回復プログラム普及促進事業など記載の事業を実施し、その充実を図ります。

くらしの向上〔医療の充実〕については以上です。

続きまして、93 ページ、精神障害者医療費助成事業においては、精神保健福祉手帳1級、2級所持者に対して全診療科の医療費助成を行うなど記載の事業に取り組みます。

漢方のメッカ推進プログラム事業における医療政策部所管予算及び次代の親育成事業の2事業における金額欄記載の2月補正分については、国補正予算等に対応するため、全額を平成28年度に繰り越します。

平成28年度当初予算案の概要及び平成27年度2月補正予算案当初の概要の説明は以上です。

医療政策部所管の「平成27年度2月補正予算案の概要（追加提出分）」の2ページ、増額補正、奈良県立病院機構運営費交付金は、奈良県立病院機構の本部事務局職員のうち新総合医療センター開設準備の業務に従事する者として定数措置されている分の人件費について運営費交付金として追加交付するに当たり、その増額分について一般会計から地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計に繰り出しを行うものです。

国庫返還金に記載の事業の中で医療政策部に係るものは、医療施設耐震化促進基金で事

業実施期間満了等に伴い基金残余を返還するものです。

3 ページ、減額補正、医療施設耐震化促進事業においては、県立医科大学附属病院E病棟の整備に対する補助について、整備に係る工期の遅延が生じたことに伴い減額を行うものです。

なお、当該予算については、平成28年度当初予算案に再計上しています。

精神障害者医療費助成事業においては、精神障害者医療費の助成対象事業の一部について実施市町村が見込みより減となったことによる不用額について減額を行うものです。

7 ページ、2 平成27年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計補正予算案（第3号）です。県立医科大学附属病院整備事業は、先ほどの一般会計の減額補正の項での説明に関連しますが、県立医科大学附属病院E病棟の整備に係る工期に遅延が生じたことに伴う整備に対する法人への貸し付けについて減額を行うものです。先ほど申し上げましたが、当該予算については平成28年度当初予算案に再計上しています。

9 ページ、6 平成27年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計補正予算案（第1号）です。奈良県立病院機構運営費交付金は、先ほど一般会計の増額補正の項でも説明しましたが、県立病院機構の本部事務局職員のうち新総合医療センター開設準備の業務に従事する者の人件費について運営費交付金として追加交付するものです。

医療政策部所管の平成27年度2月補正予算案、追加提出分の概要については以上です。

303 ページ、奈良県病院事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例は、奈良県病院事業の廃止に伴い関係する条例について廃止及び所要の改正を行うものです。施行日は、平成28年4月1日です。

397 ページ、奈良県医療施設耐震化促進基金条例の一部を改正する条例は、事業実施期間満了に伴う基金残余について国庫返還に関する規定を設けるため、所要の改正を行うものです。施行日は、公布の日となっています。

条例については以上です。

契約等について「条例その他予算外議案」の261 ページ、議第51号、地方独立行政法人奈良県立病院機構中期計画の変更の許可については、地方独立行政法人法第26条第1項の規定より、奈良県立病院機構が作成する中期計画を変更許可することについて、同法第83条第3項の規定により議決を求めるものです。

「地方独立行政法人奈良県立病院機構中期計画」の27 ページ、独立行政法人制度における中期計画は、県から法人に対して達成すべき業務運営の目標を指示した利益目標を達

成するため具体的計画として法人自身が定めるものとなっており、現計画は平成26年4月の機構設立時に作成したものです。

今回変更する箇所は、VI短期借入金の限度額を40億円から80億円に増額変更するものです。これは奈良県立病院機構において地方独立行政法人化後、2カ年の損失が累積することで運転資金が不足し、次年度の短期借入金が限度額を上回る見込みとなったことから中期計画の見直しを行うものです。

契約等のうち当初提出分についての説明は以上です。

契約等のうち追加提出分について、「平成27年度一般会計特別会計補正予算案その他（追加提出分）」の29ページ、議第132号、権利の放棄については、債務者が自己破産の免責許可の決定を受けたことによるものです。

医療政策部所管の2月議会当初及び追加提出議案は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○中くらし創造部長兼景観・環境局長 2月定例県議会提出議案のうち、くらし創造部、景観・環境局に関係する議案等について説明します。

まず初めに、「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の41ページ、経済の活性化〔観光の振興〕で3観光の環境整備（1）案内力・説明力の向上として、奈良盆地周遊型ウォークルート造成事業です。奈良盆地を周遊するウォークルートの設定や案内サインの整備を行い、滞在周遊型観光を推進する事業ですが、記載の事業のうち当部局所管事業としては、山の辺の道ウォークルート及び葛城市内の近畿自然歩道のウォークルートにおいて案内サインの整備を実施します。

くらしの向上〔学びの支援〕の112ページ、1地域の教育力の充実のうち（1）規範意識・社会性の向上として、青少年社会的自立支援事業です。ひきこもり相談窓口の設置について、昨年4月から県庁1階に開設したひきこもり相談窓口の体制の充実を図るとともに、新たに県中南部地域への出張相談を実施します。家族への集団支援では、ひきこもり当事者の家族が学び、交流できる機会を新たに提供します。

125ページ、くらしの向上〔スポーツの振興〕として、1あこがれ・感動を生むスポーツの推進です。新規事業の奈良県スポーツアカデミー基本方針検討事業では、これまで検討を進めてきました奈良県トレーニングセンター構想を踏まえ、スポーツ医科学に基づく幼児期からの年齢、発達段階に応じた効果的なトレーニング手法や理論を研究開発するため、その拠点となる奈良県スポーツアカデミーの組織体制や運営についての基本方針の

策定に取り組むものです。

トップアスリート育成事業では、国立スポーツ科学センター等と連携し、県内のトップ選手や指導者を国内最先端のトレーニング施設へ派遣して、スポーツ医科学に基づいた高度なトレーニングの実践や指導者への研修を引き続き実施します。平成28年度は、新たに県内の障害者アスリート等を派遣するとともに、パラリンピック選手などを招いてのスポーツ体験イベントを開催し、障害者スポーツへの関心をさらに高めるとともに、将来有望な選手の発掘、育成に取り組めます。

2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みとして、ラグビーワールドカップ・東京五輪キャンプ地招致事業では、奈良県へのキャンプ地招致の実現に向けて各国競技団体等へのプロモーション活動を行うとともに、キャンプ地招致の機運醸成のための啓発イベントを開催します。

2スポーツイベントの充実です。奈良マラソン開催支援事業では、平成27年末の大会では約1万7,500人の方々にご参加をいただき、今や奈良の冬の恒例行事となっている奈良マラソンについて、引き続き開催の支援を行います。平成28年の第7回大会では、インバウンド対策の強化として新たに台湾マラソンとの交流を拡大するなど海外ランナーのさらなる誘客に向けた取り組みを実施します。また、第5回大会より設けている2,000人の奈良県民枠についても大変好評いただいております。ことしも継続したいと考えています。

126ページ、サイクルスポーツイベント支援事業では、県南部・東部地域の地勢や自然環境などを生かしたサイクルスポーツイベントとして、ツアー・オブ・奈良・まほろばなど記載の事業について平成27年度に引き続き開催の支援をします。

アウトドアチャレンジレース開催事業では、おおたき龍神湖のカヌーと大台ヶ原を目指して駆け上がるマラソンを競技として組み合わせた新たなアウトドアスポーツイベントについて、開催経費を計上をしています。

新規事業の南部地域スポーツ振興PR事業では、(仮称)五條総合体育館及び周辺のグラウンド等の競技施設を活用し、トップアスリートを招いた交流イベントやスポーツ教室を開催し、南部地域のスポーツ施設や地域の魅力をPRをしたいと思えます。

スポーツによる地域振興事業では、相撲を活用した県PR事業として県内の相撲にゆかりのある地をめぐる、相撲のルーツを探る相撲発祥の地奈良県体験ツアーや相撲部屋との交流イベントを実施します。また、引き続き大相撲幕内優勝力士への知事賞贈呈等を実施

するとともに、新たに県出身力士の化粧まわし等へ県をPRするロゴ等を掲出します。

関西ワールドマスタースゲームズ2021開催事業では、平成33年に関西一円で開催される予定の関西ワールドマスタースゲームズ2021に参画するため、開催に伴う県負担金を計上しています。

127ページ、3だれもがいつでもスポーツを楽しめる環境づくりでは、総合型地域スポーツクラブの普及、充実を図る事業として、記載の事業を行います。

132ページ、くらしの向上〔安全・安心の確保〕の2耐震化の推進として、野外活動センター施設整備事業では、利用者の安全を確保し、施設機能の充実を図ることによりセンターの利用をさらに促進するため、大型ロッジ及び多目的ホールの耐震・大規模改修工事を実施します。

135ページ、新規事業の6食と生活の安全・安心の確保です。地域連携HACCP導入実証事業では、食品製造工程における国際標準のHACCPと呼ばれる衛生管理手法を県内事業者へ普及させることにより食品の安全性をさらに高めるため、国と連携した実証事業として三輪そうめん事業者をモデルとしたHACCPの導入支援を行います。

消費者行政強化・活性化事業では、国の地方消費者行政推進交付金等を活用し、県民提案による消費者教育に関する啓発事業の実施や高齢者等に対する効果的な啓発方法の調査研究に新たに取り組むとともに、市町村の消費生活相談窓口への消費生活相談員の派遣などの人的支援や消費者被害の未然防止・拡大防止に向けた啓発を引き続き実施します。

金額欄記載の2月補正分については、国補正予算等に対応するため、全額を平成28年度に繰り越します。

136ページ、くらしの向上〔景観・環境の保全と創造〕、1奈良の彩りづくりの推進です。奈良県を一つの庭と見立て、四季を通じた彩り豊かな植栽景観の向上を目的とした奈良県植栽計画を推進する主な取り組みについて、関係各課が実施する事業を掲載しています。

景観・環境局の主な取り組みとしては、植栽整備推進補助金などにより、植栽計画のエリア内において、植栽景観の向上に取り組む市町村や地元団体等を支援するほか、「なら四季彩の庭」づくり普及推進事業により、植栽計画の積極的な広報等を実施することとしており、経費を計上しています。

137ページ、歴史的風土保存買入事業で買入れ地における園地整備や植栽整備などの事業を実施します。

138 ページ、2 景観に配慮したまちなみ整備で、屋外広告物適正化推進事業では、沿道景観向上推進事業として、中和幹線をモデルとした広域幹線沿道区域等の景観向上のため、ガイドライン及び違反指導マニュアルの作成や既存の広告物回収等に対する補助などを実施するほか、屋外広告物規制強化事業として、新たに広告物の安全点検講習会を実施します。

3 自然環境の保全と活用で、国立公園環境整備事業では、来訪者の安全性及び利便性の向上を図るため、吉野熊野国立公園内の稲村ヶ岳や大台ヶ原、吉野山について、記載の施設整備を実施します。

139 ページ、4 きれいでくらしやすい生活環境の創造で、きれいに暮らす奈良県スタイル推進事業では、県民が愛着と誇りを持つことができるきれいな奈良県の実現に向け、大和川のきれい化、奈良らしい景観づくり、奈良モデルによるごみの減量化等に取り組み、官民オール奈良県できれいに暮らす奈良県スタイルを構築・推進します。新たに（仮称）きれいに暮らす奈良県スタイル推進協議会を設立し、多様な主体の連携・協働による実践活動を誘発・促進します。

140 ページ、新規事業のごみ処理広域化奈良モデル推進事業は、奈良モデルとして複数市町村が連携して実施するごみ処理施設の整備に対し補助するものです。平成28年度は、計画・調査等については、来年度設置予定のさくら広域環境衛生組合の7町村、山辺・県北西部広域環境衛生組合の10市町村が対象となり、施設整備としては、御所市、五條市とともに広域化を進めている田原本町が対象です。

循環型社会の推進、産業廃棄物の排出抑制・減量化の推進について、記載の事業を引き続き実施します。循環型社会の推進のうち、新規事業で県災害廃棄物処理計画の推進として、県・市町村合同の教育・訓練を実施します。新規事業の産業廃棄物実態調査事業では、次期県廃棄物処理計画策定の基礎資料とするため、県内の産業廃棄物の実態調査を実施します。

141 ページ、産業廃棄物の適正処理の推進（監視体制強化）以下、記載の事業を引き続き行い、廃棄物に関する施策を総合的に推進します。

147 ページ、くらしの向上〔くらしやすいまちづくり〕で2人権を尊重した社会づくりとして、「なら・ヒューマンフェスティバル」開催事業以下148 ページまで、さまざまな機会や場所を活用した記載の事業を継続して実施し、人権啓発活動に取り組みます。

148 ページ、犯罪被害者支援対策事業では、後ほど説明します奈良県犯罪被害者等支

援条例に基づき犯罪被害者等支援対策を推進するため、新たに学識経験者等で構成する協議会を設置します。また、市町村における対応窓口職員への研修、新条例を周知するための広報にも取り組むとともに、性的被害を受けられた被害者の方に対して臨床心理士による専門的な相談対応も実施しています。

149ページ、南部地域・東部地域の振興における当部局の平成28年度の取り組みについて、再掲ですが、1訪れてみたくなる地域づくり、(1)魅力を発見する、創るとして、曾爾高原スキ景観向上事業に引き続き取り組みます。

152ページ、(3)訪れてもらう、体験してもらうとして、サイクルスポーツイベント支援事業以下、記載の4事業を実施します。

180ページ、協働の推進及び市町村への支援〔協働の推進〕のうち、1協働の推進、奈良県協働推進基金運営事業では、地域課題の解決に向けたNPO等の団体の活動を支援するため、県民や企業等からの奈良県協働推進基金への寄附金を活用して、寄附者が賛同するNPO等の団体による活動や、寄附者が設定したテーマに沿ってNPO等の団体が実施する事業に対して補助を行います。

民間団体等を介した動物譲渡事業では、動物愛護センターが実施する犬、猫の譲渡頭数をふやすため、民間の動物愛護団体等との協働による動物譲渡を引き続き推進します。

以上が平成28年度当初予算及び平成27年度2月補正予算に係るくらし創造部、景観・環境局の主要事業の概要です。

続いて、2月県議会提出条例のうち、くらし創造部、景観・環境局に関するものについて説明します。

「平成28年2月県議会提出条例」の17ページ、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例についてです。くらし創造部、景観・環境局の所管分として、1附属機関の設置(3)奈良県立社会体育施設におけるネーミングライツの契約の相手方及び名称の選定を適正かつ公平に行うため、知事の附属機関として奈良県立社会体育施設ネーミングライツ選定審査会を設置するものであり、所要の改正をお願いするものです。

18ページ、3奈良県トレーニングセンター構想検討委員会の名称等の変更についてです。これまで検討を進めてきた奈良県トレーニングセンター構想については、先ほども予算案の概要で説明したとおり、奈良県スポーツアカデミーとして引き続き検討を進めます。そのため、知事の附属機関である当委員会の名称を変更するとともに、スポーツ医科学の研究等に関する重要事項についての調査審議に関する事務を担当いただくため、その内容

を変更するものです。施行期日については、いずれも平成28年4月1日を予定しています。

313ページ、奈良県消費生活センター条例の一部を改正する条例です。平成26年度の消費者安全法の一部改正により、法定の設置義務がある消費生活センターについて、組織及び運営、業務上得られた情報の適切な管理等に関して、参考とすべき基準が国において新たに示されたことを受けて、県の実情等を踏まえた所要の改正を行うものです。内容については、要旨に記載のとおりです。施行期日については、平成28年4月1日を予定しています。

340ページ、奈良県犯罪被害者等支援条例で提案の理由は、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる社会の実現に資するため、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、県、県民等の責務を明らかにするとともに、支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の被害の早期の回復及び軽減を図るべく、本条例を提案するものです。

条例案の概要について1で目的、2で定義を規定しており3の基本理念については、341ページ、ア犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること等、3つの事項を規定しています。4から7までは、県、県民、事業者、民間支援団体の各主体それぞれの責務を規定して、8では、県が中心となって国及び各主体等との連携体制を整備することとしています。

343ページ、9基本計画、10財政上の措置について、それぞれ規定しています。11実施状況の公表について、344ページにかけて記載のとおり規定しています。12相談及び情報の提供等から、22調査研究までは、県の11項目の基本的施策に関して、それぞれ規定しています。特に、14心身に受けた影響からの回復については、個々の被害の状況に鑑み、心身の状況等に応じてカウンセリング等の施策を講じるものとしています。施行期日は、平成28年4月1日を予定しています。

「平成27年度一般会計・特別会計補正予算案その他（追加提出分）」でくらし創造部、景観・環境局の所管分は、契約等が1件、報告が1件です。

契約等については、30ページ、議第133号、権利の放棄についてです。平成13年度における西奈良県民センター空調設備改修工事請負契約において、改修工事に着手後、請負業者から経営不振により工事の継続が不能となった旨の届け出が提出されたため、契約の解除を行ったものです。契約の解除に伴い発生した違約金320万2,500円及び

前払い金返納に係る利息14万9,800円について、債権の回収に努めたところですが、債務者は契約解除の直後から経営実態がない状態であり、さらに平成27年1月、法務局よりみなし解散登記が行われたため、回収が見込めなくなったと判断して、やむを得ず債権を放棄しようとするものです。ついては、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、権利の放棄の議決を求めるものです。

報告案件について、39ページ、報第27号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についてです。記載の事項のうちくらし創造部、景観・環境局所管は、奈良県手数料条例の一部を改正する条例（平成27年12月25日専決）です。

43ページ、本条例において、採石業務管理者認定手数料の事務として規定している採石法の引用条項及び砂利採取業務主任者認定手数料の事務として規定している砂利採石法の引用条項がそれぞれ変更となったため、所要の改正を行ったものです。

以上がくらし創造部、景観・環境局に関係の議案等についての説明です。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○森田産業・雇用振興部長 産業・雇用振興部関係の平成28年度当初予算及び平成27年度2月補正予算に係ります新規事業を中心として、主な事業について説明します。

「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の18ページ、経済の活性化〔産業構造の改革〕、リーディング分野・チャレンジ分野における産業育成として産業・雇用振興部で奈良県の産業対策の強化に向けて取り組んでおり、新しい産業を生み出す一つの手法として、いわゆるI・O・Tと言われる分野で2つの新しい事業に取り組む予定です。非常にチャレンジングな分野ですが、地域の可能性を追求しようということで、I・O・Tによるデータ活用先進地域形成事業で、多様な情報を分析できるI・O・Tシステムを構築して、観光客の動向を把握できる観光消費促進アプリの開発・実証を行います。それによって得られる情報の活用やアプリのさまざまな用途への展開の可能性を検討するとのことです。

I・O・T活用ビジネスプラン促進事業は県内企業でI・O・Tを活用することの支援を行い、啓発のためのセミナーを行うとともに、県内企業に新しいI・O・Tによるビジネスプランをつくっていただく応援をしようという事業です。

県の研究機能である産業振興総合センターによる産業振興総合センター中期研究開発方針推進事業です。県内産業を強くしていき、新しい市場を獲得するための有効な手法として、技術革新がやはり必要だと考えています。そこで奈良県産業振興総合センター中期研

究開発方針に基づき、新産業分野におけるグローバルニッチトップ企業、世界でも狭い分野だけでもトップを取れるという企業の創出と育成を目指して、有望な重点分野の研究開発を推進します。なお、中期研究開発方針については、今定例県議会においてご審議をお願いしています。

漢方のメッカ推進プロジェクト事業は取り組みまして4年目に入りますが、商品化等の成果が出始め、取り組みが広がってきていますので、さらに本県にゆかりの深い漢方について、引き続き生薬の生産拡大、関連商品サービスの創出に総合的に取り組むこととしています。こちらは医療政策部とも連携しており、産業・雇用振興部においては、新たに大和トウキを活用した商品の展示即売による販路開拓支援、大和トウキ総合PRサイトの開設、大和トウキの葉の加工技術や機能性の研究に取り組みます。

18ページ、ならクラウドファンディング活用支援事業です。いわゆる小口投資をインターネットを介して集める市民参加型の投資手法ですが、クラウドファンディングと呼ばれる資金調達手法を導入する県内中小企業の新事業展開を引き続き支援するとともに、新たに新商品のテストマーケティングや起業・創業を目指す事業者が活用しやすい購入型と呼ばれるクラウドファンディングの導入に向けた調査・検討を行います。

20ページ、(2)国内外への販路開拓で、いわゆる川下への支援が重要で、地域交易力の強化を図るため、新しい市場を開いていく海外展開の強化を進めようと考えています。

新規事業の海外展開促進体制強化事業では、県内企業の海外展開の促進及び体制強化を図るため、身近で気軽に相談できる窓口としてJETRO地方事務所の県内誘致を進めたいと思います。県内企業の海外展開動向について、あわせて調査も進める予定です。

海外販路拡大支援事業では、これまでの海外での展示会の支援に加えて、新たに海外進出促進セミナー、JETROの担当者による海外拠点試験販売支援のための相談会といった販路拡大のための後押しをしたいと思います。

SPAモデル、いわゆる製造小売モデル構築事業で、ブランド力と収益力を高める取り組みとして、企画から製造、小売までを一貫して一つの事業者が行って、顧客ニーズの的確な把握を売れる商品づくりに生かすことをSPAモデルといいます。県内企業が構築する取り組みを行い、具体的には首都圏への出店機会の提供などを行って、SPAモデルの戦略を強化したいと思います。

国内販路拡大支援事業において、新たに靴下等の地場産業の新しい市場創造につながる機会の提供を行いたいと思います。

21 ページ、(3) 起業の促進での新規事業の空き店舗発生未然防止・解消支援事業では、県内の商店街等において空き店舗の発生を予防、防止、空き店舗の活用によって、空き店舗の解消を図るため、新規開業希望者を含む商店主を育成するための商人塾を開催したいと思います平成27年度、試験的に御所市と吉野町上市で実験的な試行を行っていますが、そのノウハウ蓄積も生かして、さらに空き店舗を活用した実験店舗の、これは県が借り上げるものですが、運営を行って空き店舗の解消に努めたいと考えています。

これも新しい取り組みで、後継者確保推進事業です。県内企業において後継者不足による廃業等の増加が懸念されていることから、県内事業者の円滑な事業承継を推進するため、後継候補者の人材発掘を行い、あわせて企業への紹介を行うことを県が直接あっせんする取り組みを行いたいと思っています。

23 ページ、(4) 中小企業金融対策、いわゆる制度融資です。奈良県、信用保証協会、金融機関の三者が連携して、県が金融機関に利子補給あるいは信用保証協会に保証料補給をすることで、中小企業者が経営の近代化や合理化あるいは安定強化を図るのに必要な資金の融資を、政策的に融資を受けやすくし中小企業の振興につなげていこうという狙いです。

23 ページから26 ページに各種の制度メニューを記載しています。26 ページ、制度融資の総額については、過去の貸し付け実績、貸し付け動向を踏まえて、平成28年度は400億円の融資枠を確保したいと思っています。平成28年度においても中小企業者にとってより使いやすい制度となるように制度の充実を図っており、創業者の育成、設備投資や事業多角化など引き続き意欲ある企業活動への支援を重点的に行いたいと思っています。

23 ページ、平成28年度において、小規模企業者支援資金の利率を下げることにしました。小規模企業者の法律もでき条例も予定していますので、小規模企業者向けの融資の充実を図る狙いです。

24 ページ、制度融資の充実の一つの例は、平成28年度新規の資金として、30歳未満の若者向けの創業支援資金を創設したいと思います。利子及び保証料を県が全額負担することで若者の創業の立ち上げ期を支援しようという狙いです。制度融資のメニューの中にある認定枠と同じ扱いで、金融機関の情報網と連携して新しい事業の掘り起こしを進めようという狙いです。

27 ページ、3 企業誘致の推進、(1) 誘致活動の強化として、奈良県に投資を呼び込む非常に重要な取り組みですが、企業立地促進補助事業において、平成27年8月に改正

地域再生法が施行されており、企業の本社機能の強化のための投資雇用拡大に対する税制優遇措置等が講じられました。本県においても県内への本社機能移転あるいは拡充を図る事業者に対して支援を行うために、地方拠点促進補助金というメニューを新たに新設して、本県への本社機能の誘致を強化していきたいと考えています。

28ページ、企業誘致活動を積極的に継続するために、用地を生み出す必要性が年々高まっており、そろそろ本格的に取り組まないと続かない状況になっていますので、工業ゾーン創出プロジェクトとして、県内で整備が進みます京奈和自動車道の周辺地域において、関係市町村との協議会を平成27年に設けており、具体的に候補地を選んでいく取り組みを進めたいと考えています。

31ページ、6観光消費の活性化です。インバウンドによる来訪客数が増加していますので、もちろん観光局と連携しながら、県内でより多く消費していただくように、もてなしの充実を図ることが重要で、制度融資の一つではありますが、宿泊施設の設備の充実あるいは飲食店の開業充実というメニューを活用しながら、奈良県におけるもてなしの充実を産業・雇用振興部としても積極的に取り組みたいと考えています。

32ページ、雇用の分野です。経済の活性化〔県内就業の促進〕で、1雇用のマッチング支援に関して、職業訓練ですが、新規事業の高等技術専門校職業訓練充実事業では、訓練生の就業に効果的な職業訓練となるよう、在職者の訓練コースで新たな試みとして民間ノウハウを活用した観光マーケティングコースを新設したいと思います。あわせて建築科、造園技術科という実践的な訓練内容として充実させたいと思います。また、公共職業訓練に対する県内企業のニーズ調査を行い、さらに円滑な就業につながるよう訓練内容の充実・見直しを進めたいと思います。

新規事業の高齢者インターンシップ・就業促進事業です。人材不足分野、福祉医療といった分野を中心に高齢者の就業意欲を生かすということで、就業の場を開拓するために、高齢者を対象とするインターンシップの実施を行いたいと思います。働く意欲のある高齢者と職場のマッチングをさらに充実させて、高齢者の人材活用を促進したいと思います。

33ページ、2奈良らしい特色のある雇用の創出で、新規事業の働き方改善事業では、長時間労働の削減などにより働きやすい職場をつくろうと、働き方の改善を進めるための施策の検討を進めるとともに、県ならではの奈良県独自の要因を探るとともに、業種によってその要因が異なってくると思われることから、業種ごとの対応を丁寧な分析した上で、県内の企業、事業所における働きやすい職場づくりを進めて、そのための機運醸成を図る

ためのシンポジウム等を開催したいと考えています。

34 ページ、若者の就労支援、奈良県の将来を支える若者の就労支援です。U・I・J ターン就職促進事業、奈良で働く魅力情報発信事業では、U・I・J ターン就職のワンストップ相談窓口を設置して、県内の仕事や暮らしに関する情報の提供を行うほか、U・I・J ターン就職に関するイベントに対して出張無料職業紹介所を設置、県内の企業を紹介する冊子を作成、企業合同説明会を開催することで県内企業の情報提供を行い、県外の人材を県内へ還流していただく取り組みを進めたいと思います。

若年者処遇改善促進事業では、若者の早期離職を防ぎ、正規雇用化を進めて雇用の安定化を図るため、県内の5地域において県内事業所への専門家による個別コンサルティングを進め、正規雇用化を進めたいと考えます。

35 ページ、地域若者サポートステーション強化事業です。いわゆるニートと呼ばれる若年無業者への就労支援を行う地域若者サポートステーションにおいて、臨床心理士によるカウンセリングのほか、新たに就職活動に必要なスキルを身につけるための研修や企業説明会、地域が若年無業者について理解を深めるためのセミナーなどの取り組みにより、若年無業者の早期の就労を支援したいと考えます。

132 ページ、くらしの向上〔安全・安心の確保〕で、その中の耐震化の推進に関して、産業・雇用振興部に係るものです。132 ページ、中小企業会館、産業振興総合センター、高等技術専門校の技能検定場の3件に関して耐震改修工事を進めるものです。

なお、金額欄の2月補正分について、国補正予算等に対応するため、全額を平成28年度へ繰り越します。

以上で平成28年度当初予算案及び平成27年度2月補正予算案の概要に係る産業・雇用振興部の主な事業についての説明を終わります。

「平成27年度2月補正予算案の概要（追加提出分）」の2ページ、増額補正、国庫返還金で産業・雇用振興部に係るものとして、事業実施期間満了等に伴う基金残余の国庫返還金です。緊急雇用創出事業臨時特例基金8億7,679万6,000円です。長らく緊急雇用の取組を進めてきましたが、当該基金を活用した事業のうち、平成26年度に終了した起業支援型地域雇用創造事業、平成27年度が事業終了予定である地域人づくり事業の2つの事業の残余额の返還です。起業支援型地域雇用創造事業については、起業後10年以内の県内事業者における雇用創出を図るための事業で、その終了に伴い確定した事業費の残額、地域人づくり事業は、地域の実情に応じた多様な人材の育成並びに賃金の上昇

等の処遇改善を図るための事業は平成27年度までの事業で、継続事業もありますので、継続中のものを除いた事業費の残額等の精算結果で、2つの基金残余额を国庫に返還するものです。

参考までに、2つの事業は9億6,000万円分を実施して、328人の雇用創出を行っていることを申し上げておきます。

7ページ、3競輪事業について平成27年度奈良県営競輪事業費特別会計補正予算（第1号）について報告します。

地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を平成28年2月23日に行ったもので、財源内訳として事業収入14億円、事業概要ですが、通常競輪開催事業費について、車券発売金の増加に伴う車券払戻金等の増額として14億円を増額補正したものです。

これについて、別の資料で説明します。「平成27年度一般会計特別会計補正予算案その他（追加提出分）」の35ページ、報第26号、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告についてです。

36ページ、奈良競輪場では、主催する競輪レースの車券売り上げの増大に向けて、包括外部委託業者と連携して取り組みを進めてきました。その結果、当初の予想を上回るペースで本年も車券売上額を確保してきました。そして、平成28年2月20日から開催したGⅢ奈良記念春日賞争覇戦の最終日の2月23日時点において、平成27年度奈良県営競輪事業費特別会計当初予算における車券発売金などの事業収入の総額が109億6,200万2,000円を超え、今後開催予定のレースの売り上げも考慮しますと、37ページに記載の、事業収入の総額が14億円増の123億6,200万2,000円、収入合計では126億6,300万円と見込まれることとなりました。

あわせて売り上げの増加に伴い、車券払戻金などの必要経費も増大し、春日賞の最終日である平成28年2月23日をもって、競輪事業費の総額が当初予算額112億6,300万円をオーバーすることが確実となりました。このことから車券払戻金を確保する必要があるため、38ページ、歳出合計として14億円増の126億6,300万円と見込まれることから、平成28年2月23日において、同特別会計の歳入歳出予算の総額に14億円を追加した歳入歳出予算の総額をそれぞれ126億6,300万円とすることについて、やむを得ず地方自治法第179条1項の規定により専決処分をしました。そのことから同条第3項の規定によって報告し、ご承認をお願いするものです。

「平成28年2月県議会提出条例」のうち産業・雇用振興部所管の条例について説明し

ます。

産業・雇用振興部関係は3件です。まず17ページ、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例です。知事の附属機関としての審査会等を設置するためのものですが、産業・雇用振興部に関するものとしては、2附属機関の廃止です。(1) Living Science 最適展開支援事業補助金選定審査会は平成27年度をもって Living Science 最適展開支援事業を廃止していますので、当該委員会を廃止するものです。(2) 奈良県商業活性化協働推進事業審査委員会についても、平成27年度をもって商業活性化協働推進事業を廃止することにしていきますので、当該委員会を廃止するものです。新旧対照表については、20ページに記載し、施行期日については、平成28年4月1日を予定しています。

39ページ、学校教育法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例です。学校教育法の改正により、現行の小・中学校に加えて新たな学校の種類として、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が規定されたことに伴い、所要の改正をするものです。産業・雇用振興部に関係するものは、奈良県職業訓練の基準等に関する条例の一部改正で、職業訓練の対象者として義務教育学校を卒業した者を追加するものです。新旧対照表は43ページに記載し、施行期日は、平成28年4月1日を予定しています。

316ページ、奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてです。奈良県内における企業の立地や宿泊施設の誘致を促進するために、県独自で、一定の要件のもとに事業税、不動産取得税などの県税の軽減措置を講じています。平成28年3月31日に本条例の適用期限を迎えることから、特例措置の適用期限を、平成33年3月31日まで5年延長しようとするために所要の改正をするものです。新旧対照表は317ページから319ページに記載し、施行期日については、平成28年4月1日を予定しています。

以上で平成28年2月定例県議会提出条例に関する産業・雇用振興部所管の条例について説明を終わります。

契約等について説明をします。「平成27年度一般会計特別会計補正予算案その他(追加提出分)の31ページ、議第134号、権利の放棄についてです。中小企業近代化資金貸付金、小売商業高度化資金貸付金の2つの貸付金について、県が有する債権を放棄するものです。中小企業近代化資金貸付金は、中小企業者の設備の近代化を支援するために、国の補助を受けて県が貸し付けを行ったもので、今回放棄しようとする債権は1件で、金

額は48万1,000円です。

小売商業高度化資金貸付金は、県内の小売商業の振興を図るために県が単独で貸し付けを行ったもので、今回放棄しようという債権は1件で、金額は233万5,000円です。これらの債権について、昭和48年度及び昭和62年度に貸し付けを行った後、経済情勢の変化により債務者等が倒産するなどしたため返済が困難な状況となりました。

今回この2件を回収不能と判断した案件について、県としても繰り返し訪問や督促を行い、金融機関の債権回収業務経験者を未収金対策に専従させるなど債権回収に努めてきたところですが、これ以上回収を継続しても、法的手続費用、人件費などの経費のほうが回収見込み額を大幅に上回る状況となったため、債務者の資産等の状況を再度精査した上で、やむを得ず債権を放棄するものです。地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決をお願いする次第です。

44ページ、奈良県手数料条例の一部を改正する条例です。技能検定合格証書の再交付手数料及び技能検定試験手数料について規定している国の職業能力開発促進法施行令の条項が変更になり、引用している条項が改正により変更となりましたので所要の改正を行ったものです。

なお、法令の改変に伴う当該条例の条項を引用する条項の整備については、知事の専決処分事項とされていますので、専決としました。

以上で、産業・雇用振興部所管の2月定例県議会に提出している議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○福谷農林部長 農林部関係の議案について説明します。

「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の18ページ、農林部所管の主な事業について、新規事業を中心に説明します。経済の活性化〔産業構造の改革〕、1リーディング分野・チャレンジ分野における産業育成ですが、漢方のメッカ推進プロジェクト事業では、奈良県ゆかりの薬用作物の安定供給に係る研究を行うほか、薬用作物に取り組む農業生産法人等に対する栽培技術指導や経営分析の実施、市町村が行う高品質、安定生産等の取り組みに対する支援を行います。また、新たに宇陀地域の気候や土壌条件に適応した薬草の研究を始めます。

20ページ、2意欲ある企業・起業家への重点支援（2）国内外への販路開拓支援です。奈良の農産品海外販路開拓事業では、海外の輸出環境情報の収集や香港Food Expoへの出展などにより、県内農産物の海外への販路開拓の支援を行います。

県産材海外販路拡大事業では、海外で開催される見本市において、県産材のPRを行う事業者に対する支援を行うほか、専門家等からの情報収集や海外販路開拓のためのセミナーを開催します。

21ページ、(3) 起業の促進です。新規事業の縦型事業協同組合モデル実証事業では、生産、流通、加工、販売を連結する縦型の事業協同組合モデルの実証を……。

○田尻委員長 説明の途中ですが、一旦中断させていただき、東日本大震災の発生から5年を迎え、お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと思います。

それでは皆様、ご起立をお願いいたします。黙祷。

(全員起立)

ありがとうございました。ご着席をお願いします。

それでは、引き続き説明をお願いします。

○福谷農林部長 それでは、説明の再開をさせていただきます。

21ページ、(3) 起業の促進です。新規事業の縦型事業協同組合モデル実証事業では、生産・流通・加工・販売を連結する縦型の事業協同組合モデルの実証を行うため、生産では大和野菜増産モデル事業において、大和野菜生産圃場の設置等による大和野菜の増産、流通では、首都圏における県産農産物評価向上支援事業において、県産農産物の首都圏配送の支援等、加工販売では、実需ニーズに合わせた県産農産物加工品づくり事業において、大和野菜の加工品製造及び学校給食等への売り込みを連携して実施します。

新規事業の企業等農業参入支援事業では、県内における企業等の農業参入を推進するため、セミナーや先進事例調査等を行うほか、先進的な農業経営を行う企業等の生産に対し、支援をします。

28ページ、3 企業誘致の推進の(1) 誘致活動の強化、新規事業のなら農地有効活用モデル事業では、耕作放棄地の有効活用を促進し、新たな農業ビジネスのモデルを確立するため耕作放棄地を整備し、意欲ある担い手への貸し出しを行います。

40ページ、経済の活性化[観光の振興]、2 食・土産物です。東京における県産食材レストラン運営事業では、県産食材のイメージアップやブランド力の向上を目的として、平成28年1月に東京に開設したレストランの運営を行います。

首都圏でのならの「食」PR事業では、首都圏での県産農産物等の食と観光PRのため、首都圏の百貨店においてフェアを開催します。また、東京における県産食材レストランと時のもりを活用して、首都圏量販店バイヤーとの商談会を実施するなど、奈良の食のPR

を行います。

41 ページ、3 観光の環境整備（2）移動環境の整備等です。農村周遊自転車ルート整備事業では、歴史文化資源・農村景観を活用して農村地域の活性化を図るため、農村周遊自転車ルート整備に向けての測量及び実施設計を行います。

48 ページ、5 にぎわいの拠点づくり（6）食と農の魅力創造国際大学校です。なら食と農の魅力創造国際大学校運営事業では、平成28年4月に開校します、なら食と農の魅力創造国際大学校、通称NAFICの運営管理、オープンキャンパスの実施等を行います。

新規事業のNAFICを核とした賑わいづくり事業では、市や地域住民等で構成する地域協議会の開催や附属セミナーハウスの整備基本計画の策定を行います。

55 ページ、経済の活性化〔農・畜産・水産業の振興〕1 販路開拓に向けた取り組み戦略（1）首都圏での販路拡大です。先ほど説明した東京における県産食材レストラン運営事業、首都圏でのならの「食」PR事業のほか、記載のとおり、首都圏への販路開拓に向け、各種事業を実施します。

56 ページ、（4）多様な流通経路の形成です。新規事業の県産農産物PR事業では、県産農産物等の消費拡大のため、雑誌等の懸賞による県産農産物のPRキャンペーンやふるさと知事ネットワーク構成県による特産農産物の相互PRを行います。

58 ページ、2、6次産業化の推進で、地域の食と農を活かしたぐるっとオーベルジュ推進事業では、市町村によるオーベルジュの整備に係る基本計画の策定を支援します。

3 チャレンジ品目等の生産拡大及びリーディング品目等のブランド化ですが、将来の成長品目として選定した大和野菜やイチジクなどのチャレンジ品目について、品目に応じて生産や組織化の支援をします。また、本県農業を牽引する柿、茶、イチゴなどのリーディング品目の産地生産力や品質の向上、ブランド力の強化、消費拡大を推進するため、記載のとおり取り組みます。

59 ページ、新規事業の奈良県産地パワーアップ事業では、柿選果場の機能向上のための設備整備、ブランド認証制度推進のための非破壊糖度センサーの整備等に対する支援を行います。

奈良県農畜水産物ブランド認証事業では、農業産出額の増加を図るため、品目に加え、品質による県産農畜水産物のブランド認証制度の構築を進めます。

新規事業の多様な需要に応じた米生産推進事業では、安定生産に向けた計画の策定等により、収益性の高い酒造好適米や飼料用米などの生産拡大を進めます。

60 ページ、新規事業の大和牛ブランド認証推進事業では、大和牛のブランド力向上のため、オレイン酸含有率55%以上などの高品質な大和牛の生産に対する支援を行います。

新規事業の畜産ブランド認証制度確立事業では、畜産ブランド力を向上させるため、大和肉鶏やヤマトポークにおいて認証基準の検討等を行い、品質によるブランド認証制度の構築を進めます。

新規事業のみつえ高原牧場活用検討事業では、畜産生産額の増加や地域の活性化に向け、みつえ高原牧場への畜産団地、観光施設などの整備等について検討を行います。

県産蜂蜜ブランド確立事業では、ブランド認証基準の作成など、県産蜂蜜のブランド確立に対する取り組みを支援します。

新規事業の畜産競争力強化対策整備事業では、鶏舎の改修や家畜排せつ物処理施設の整備など、畜産競争力の強化に資する施設等の整備を支援します。

61 ページ、新規事業の水産業支援体制の検討事業ですが、県内水産業の実態調査や現状分析を行い、今後の県内水産業の支援体制についての検討を行います。

4 農業研究開発センターにおける研究開発の高度化ですが、農業研究開発センター整備事業では、農業研究開発センターを農業大学の跡地内に整備し、これを契機としてセンターの研究機能の高度化を図ります。

新品種・優良系統育成事業では、商品性の高いイチゴ品種、産地間競争に打ち勝つキク品種の育成やジーンバンクの設置、運営などを進めます。

加工商品開発研究事業では、機能性成分に着目した新商品の開発など、奈良県特産品のブランド力を強化する特色のある加工商品や加工法の開発を進めます。その他、奈良県農業研究開発中期運営方針に沿って、記載のとおりの研究開発事業に取り組みます。

62 ページ、5 農村資源を活用した地域づくりです。

新規事業のため池水質改善モデル事業では、ため池の水質保全に向け、地元と連携したため池の水質改善に係るモデル事業を行います。

63 ページ、新規事業のならの農村文化創造事業では、農村文化資源の発掘や情報発信、資源を活用したイベントを実施するほか、吉野川分水の歴史資料の展示等を行うなど、農村の文化資源を活用し、地域の活性化を図るための取り組みを推進します。

新規事業のならジビエ推進事業では、県内の野生獣肉を地域資源として活用するため、取り扱い施設の認定やPRツールの作成など、食用野生獣肉を取り扱う施設を支援します。

6 奈良らしい農業の振興、(1) 担い手の経営基盤強化支援で、奈良らしい農業・農村

のあり方検討事業では、ワーキング会議や検討委員会において（仮称）奈良県農・畜産・水産業の振興と農村の活性化に関する基本条例の制定に向けた検討を行います。

64 ページ、農地マネジメント推進事業では、担い手への農地の集積と耕作放棄地の解消を推進するため、公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターによる農地の出し手と受け手のマッチングに対して支援をします。

新規事業の中山間地域等担い手収益向上支援事業では、中山間地域等において、農地集積や高収益作物の導入など、地域の特性に応じて収益力の向上を図る取り組みに対して支援をします。

65 ページ、新規事業の担い手確保・経営強化支援事業では、人・農地プランが作成され、農地中間管理機構を活用している地区において、地域の中心経営体等が行う農業用施設の整備等に対して支援をします。

66 ページ、(2) 鳥獣被害対策の推進で、鳥獣被害対策防止対策事業では、被害防止計画に基づき、市町村が実施する被害防除の研修や捕獲活動に対して支援をします。

新規事業の森林地域におけるニホンジカ捕獲モデル事業では、林業開発者、林業関係者等と連携して、広域的、計画的なニホンジカの捕獲を実施します。

新規事業の若手狩猟者確保育成事業では、狩猟マップの作成やジビエ料理のレシピ開発など、学生を中心としたハンティングサークル活動に対する支援を行います。その他、記載のとおり各種事業を実施し、鳥獣被害対策を推進します。

68 ページ、経済の活性化〔林業・木材産業の振興〕です。1 販路拡大に向けた取組戦略(2) 建築物への県産材利用の拡大ですが、建築物木造木質化推進事業では、県産材による公共建築物の木造化、内装等の木質化整備に対し補助を行います。また、製材の日本農林規格認定の取得講習会も開催します。

69 ページ、(3) 暮らしの道具・家具・土産物等への県産材利用の推進です。新規事業の県産材家具の導入支援事業では、県内の木造公共建築物で多数の利用者や視察者が見込まれる施設において、県産材家具の導入を行う市町村を支援します。

(4) 県産材の販路開拓・流通拡大支援ですが、新規事業の奈良の木PR戦略推進事業では、奈良の木に関する情報を集約したポータルサイトを開発し、奈良の木のPRを行います。

県産材首都圏販路拡大事業では、東京オリンピック・パラリンピック関連施設等での県産材使用に向けた売り込みや大規模展覧会HOUSE VISION 2016での県産材

のPRなど、首都圏の商業施設や住宅等への新たな販路開拓を進めます。

70ページ、新規事業の「奈良の木で健康になる」実証事業では、抗菌性等に関する試験・研究を行い、県産材の持つ健康増進効果の検証及びPRを行います。

新規事業の産直住宅強化支援事業では、産直住宅を軸にした縦型事業協同組合の取組を支援するため、素材生産者からエンドユーザーまでをつなぐコーディネーターの配置に対する補助をします。

新規事業の合板・製材生産性強化対策事業では、林業関係者と県が共同で策定する体質強化計画に基づき、生産性の向上を図る合板・製材工場等の施設整備に対する支援を行います。

(5) 木質バイオマスエネルギーの利活用の推進ですが、木質バイオマス実証実験事業では、原料木材搬出及びペレット製造の低コスト化の検証等、再生可能エネルギーとしての木質バイオマスの利用推進に向けた実証実験を行います。

71ページ、2県産材の安定供給、(1) 奈良型作業道等による木材生産の拡大、奈良県木材生産推進事業では、第1種木材生産林において、長期間使用できる壊れにくい作業道の重点開設等による木材生産拡大への取組に対して支援します。

(2) 「木材生産林」の整備推進、木材生産林育成整備事業では、第2種木材生産林における間伐等の計画的な森林整備に対して支援をします。

施業提案体制整備事業では、森林所有者の意欲低下のため木材生産が行われていない地域において、儲かる林業の施業プランを森林所有者に提案するとともに、意欲ある素材生産業者とのマッチングを行い、素材生産量の拡大を図ります。

72ページ、新規事業の素材生産力強化推進事業では、素材生産力の強化を図る事業者のより効率的な素材生産が可能な作業システムの実践に対し支援をします。

3 森林環境の保全と活用の(1) 「環境保全林」の整備・保全推進、施業放置林整備事業では、森林の公益的機能の増進を図るため、施業放置林について、強度の間伐等を実施をします。

里山づくり推進事業では、NPOやボランティア団体等の協力を得ながら、放置され荒廃した里山の景観や機能の回復を行います。

73ページ、(2) 森林環境管理制度の導入検討で、森林環境管理制度導入検討事業では、欧州の先進地との交流を促進し、森林の公益的機能や生物多様性の保全等に着眼した効率的で持続可能な森林環境管理制度の導入を検討します。

175 ページ、効率的・効果的な基盤整備、8 農林業生産基盤整備の推進ですが、平成27年度2月補正を含めた平成28年度の農林公共事業については、災害関連事業を除き、直轄事業負担金の減等により、事業規模では15.4%の減の45億300万円となっています。農業生産基盤の整備として、176 ページにかけて記載のとおり、土地改良事業、農道整備事業、農地防災事業などを実施をします。

177 ページ、林業生産基盤についても、林道整備事業や治山事業のほか、記載のとおり災害復旧事業等を進めます。

なお、金額欄に2月補正と表記しているものについては、国補正予算に対して2月補正予算案に計上し、全額を平成28年度に繰り越します。以上が農林部関係の予算案の概要です。

次に、「平成27年度2月補正予算案の概要（追加提出分）」の2ページ、増額補正の国庫返還金ですが、国の震災復興関連予算で造成をしました森林整備加速化・林業再生基金の不用残高を返還するため、2億385万1,000円の補正をお願いするものです。

3 ページ、減額補正で、農業研究開発センター整備事業ですが、施設建築工事の入札不調に伴い、複数の施設を1期と2期に分割再発注としましたが、2期工事の交流サロン棟を平成28年度予算としたことから今年度予算額に不用が生じたことなどにより、7億4,000万円の減額補正をするものです。

4 ページ、繰越明許費補正の新規分です。土地改良事業ですが、工事の騒音対策や境界の確定等に係る地元調整に不測の日数を要したことなどにより、合わせて1億200万円余の繰り越しをお願いするものです。

農道整備事業ですが、地図訂正等に係る地元調整に不測の日数を要したこと等により1,800万円余の繰り越しをお願いするものです。

農地防災事業ですが、堤防の土質が想定以上に悪く、その対策に要する設計及び工法検討に不測の日数を要したこと等により、合わせて4,800万円余の繰り越しをお願いするものです。

建築物木造木質化推進事業ですが、事業主体において、地元同意に不測の日数を要したことにより、事業のおくれが生じたため、300万円余の繰り越しをお願いするものです。

林道整備事業ですが、工事進入路ののり面が崩壊したこと等に伴い、事業主体において、事業のおくれが生じたため、7,900万円余の繰り越しをお願いするものです。

6 ページ、林道災害復旧事業ですが、運搬路の災害などにより現場への資材の運搬が不

可能となったことなどにより、事業主体による事業のおくれが生じたため、6,400万円余の繰り越しをお願いするものです。

変更分、農業研究開発センター整備事業ですが、平成27年12月にガラス温室等の新設工事が入札不調となり、再入札の必要が生じたことや、温室工事と連動するほ場整備工事の工法検討に不測の日数を要したこと等により、記載のとおり繰越額の変更をお願いするものです。

土地改良事業ですが、工事施工に当たり、必要となる通行どめに係る地元調整に不測の日数を要したことにより、記載のとおり繰越額の変更をお願いをするものです。

農地防災事業ですが、工事に当たり、必要な排水を行うための施設が破損をしており、ため池の水位を低下させるなどの工法の検討に不測の日数を要したこと等により、記載のとおり繰越額の変更をお願いするものです。

治山事業ですが、資材運搬路の設置等に当たって地元との調整に不測の日数を要したことなどにより、記載のとおり繰越額の変更をお願いするものです。

繰り越しについては、従来より定期的に進捗会議を行い、進行管理に努めてきたところではありますが、より一層の進行管理の徹底に努め、早期に完了に向けて取り組みます。

「平成28年2月県議会提出条例」の48ページ、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例について説明します。農林部に係る改正は、(1)イ地域登録検査機関登録手数料等の新設、ウ家畜注射手数料の新設、(2)奈良県農業大学校が行う短期の研修に係る受講料等の新設等です。地域登録検査機関登録手数料の新設は、農産物検査法の登録検査機関の登録等の事務が国から県に権限移譲されるのに伴い、奈良県手数料条例の一部を改正するものです。

家畜注射手数料の新設は、平成26年度に実施した全国的な抗体調査により、奈良県内における牛ウイルス性下痢粘膜病2型のウイルスの存在が明らかになったことから、このウイルスによる発症を未然に防ぐため、これまで実施をしていた5種混合ワクチン予防注射にこのウイルスのワクチンを追加した6種混合ワクチン予防注射を行う手数料を新設するため、奈良県手数料条例の一部を改正を行うものです。

奈良県農業大学校が行う短期の研修に係る受講料の新設等は、農業大学校がなら食と農の魅力創造国際大学校になり、行う短期研修の授業料の徴収について規定するため、奈良県農業大学校条例の一部を改正するものです。いずれも施行日は平成28年4月1日を予定をしています。

「平成27年度一般会計・特別会計補正予算案その他（追加提出分）」の32ページ、議第135号及び議第136号、権利の放棄についてです。議第135号については、奈良県中央卸売市場から廃業撤退した事業者について、破産法の規定による破産手続、廃止の決定が確定をしたため、同事業者が県に対し未払いとなっていた施設使用料、水使用料、電気使用料、下水道使用料の3件、337万2,000円余の市場使用料について、誠に遺憾ながら、債権の回収が不可能となったものです。

33ページ、議第136号ですが、農業改良資金貸付金を貸し付けた農業者について、民事再生法の規定により免責が確定をしたため、県に対して未払いとなっていた4件、436万1,000円余について、誠に遺憾ながら債権の回収が不可能となったものです。これらの債権について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、それぞれ議決を求めるものです。

以上が農林部提出議案の説明です。ご審議をよろしくお願いします。

○加藤県土マネジメント部長 県土マネジメント部所管の平成28年度当初予算案及び平成27年度2月補正予算案について説明します。

「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の161ページ、効率的・効果的な基盤整備から説明します。

平成28年度を取組方針ですけれども、住んで良し、働いて良し、訪れて良しの奈良県に向けて、経済の活性化、暮らしの向上、南部・東部地域の振興といった施策を下支えする社会インフラについて、国の施策とのマッチング等も考慮しながら、選択と集中により取り組みたいと考えています。

公共予算の全体像ですけれども、災害復旧費、特別会計の下水道事業を除く土木関係公共事業費全体で、平成28年度当初予算と平成27年度2月補正予算の合計額は459億2,100万円で、平成27年度に比べて2.9%の減です。

内訳は、補助公共事業が295億1,700万円で、平成27年度に比べて9.6%の減ですが、その分単独公共事業については54億4,700万円で、平成27年度よりも19.7%の増です。

直轄事業負担金については、109億5,700万円で8.5%の増となっています。

公共事業の補助の関係については、近年の国からの交付金事業等の内示額の状況を踏まえた規模として、減額した財源については、その分県の単独事業に振りかえることにより対応を図りたいと考えています。

内容について、道路、交通環境、河川・砂防、災害復旧、流域下水道の順に説明します。

1 道路整備の推進、(1) 道路・街路の整備ですが、道路改良事業、骨格幹線結節点整備事業、道路改良等基礎調査、陸上自衛隊駐屯地関連道路調査の4つが県土マネジメント部所管の事業です。

骨格幹線道路ネットワークをはじめとする国道、県道の整備、事業化に向けた道路の調査・検討を推進します。

162 ページ、(2) 直轄道路事業費負担金ですが、京奈和自動車道や国道168号十津川道路をはじめとする国の直轄事業への負担金です。平成28年度は京奈和自動車道、大和御所道路の御所南インターチェンジから五條北インターチェンジ間、約7キロメートルの開通が予定されています。

(3) 災害の備えですけれども、橋りょうの耐震補強、道路のり面の防災事業等に要する経費です。

(4) 道路施設老朽化対策は、長寿命化修繕計画に基づき実施する橋りょう、トンネルの道路構造物の補修、5年に1度の実施が義務づけられたトンネル、橋りょう等の定期点検及び診断に要する経費です。

163 ページ、(5) 道路施設の維持管理ですが、道路舗装の補修、道路の照明、ガードレールなどの道路構造物のメンテナンス、除草、清掃、除雪などの維持管理に要する費用です。

2 交通環境の充実で、(1) 公共交通の利用促進ですが、リニア中央新幹線調査検討事業では、リニア中央新幹線について、将来のJR東海支援も視野に入れて、県独自の調査・検討を進めます。

交通基本戦略推進事業は、来年度から新たに取り組む内容が2つあり、1つ目は新規事業の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通再編実施計画の策定に向けた検討で、今議会にも提出していますが、今年度作成する公共交通基本計画の計画を踏まえて、さらに具体的な内容を定める地域公共交通網実施計画と、再編実施計画を平成28年度策定したいということで、その策定に向けた検討や人材育成等に向けた研修会の開催について新たに取り組むたいと考えています。

奈良県基幹公共交通ネットワーク確保事業、安心して暮らせる地域公共交通確保事業、連携協定に基づくバス交通支援事業ですが、これらは民間事業者や市町村等への補助事業です。路線バスや市町村が運営する広域コミュニティバスの運行、ノンステップバスの購

入、まちづくりと一体となった実証実験に対して補助を行いたいと考えています。

164 ページ、鉄道駅バリアフリー整備事業では、鉄道駅におけるバリアフリーを推進するため、鉄道事業者が行うエレベーターの設置、点字ブロックの設置に対して補助を行います。

(2) 観光環境の向上です。奈良中心市街地の交通対策事業、奈良公園交通対策事業では、ぐるっとバスの運行、パークアンドバスライドの実施、(仮称)登大路バスターミナルの造成工事に要する経費です。

観光案内サイン整備事業、無電柱化推進事業、「眺めがよく安全な道路」づくり事業では、観光案内のサインの設置、電線類の地中化、道路における景観確保という取り組みを推進します。

(仮称)京奈和自転車道整備事業、自転車利用促進事業は自転車による観光振興の関係ですが、自転車道の整備、案内サインの整備の取り組みを推進します。

165 ページ、(3) 交通安全対策です。交通安全対策事業、通学路の安全対策事業、歩道におけるバリアフリー整備事業が県土マネジメント部の所管事業で、事故危険箇所での交通安全対策、通学路における安全確保対策、歩道等の整備、段差解消のようなバリアフリー対策などの事業を推進します。

166 ページ、4 河川・砂防施設の整備です。(1) 河川の整備、大和川流域総合治水対策推進事業では、大和川水系の県管理河川において、河川改修、調整池整備の治水対策を推進するほか、直轄が進めている遊水地と一体となった内水対策の実施に向けた調査・検討や総合治水に関する条例の制定に向けた検討などの取り組みを推進します。

南部東部地域河川改良事業、新宮川水系堆積土砂処分推進事業は、南部東部地域における紀の川、宇陀川、神納川等において、河川改修や堆積土砂の撤去などの事業を推進します。

水辺の遊歩道整備事業ですが、堤防に遊歩道を整備する事業となっています。

167 ページ、河川整備計画調査事業ですが、河川事業の再評価や調査に要する経費です。

(2) ダム建設事業では、天理ダムにおける洪水調節放流管の整備等を推進します。

(3) 砂防施設の整備で、通常砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業は、それぞれ砂防堰堤をはじめとしたハード対策に要する経費です。危険箇所調査等事業、大規模土砂災害防止対策推進事業は、土砂災害の兆候が見られる箇所での調査・検討、新た

な推進計画の策定に要する経費です。

168 ページ、(4) 直轄河川事業費負担金ですが、大和川における直轄遊水地をはじめとする大和川、紀の川の河川改修、紀伊山地砂防事務所が実施をしている6カ所の土砂ダム対策等、国直轄事業への負担金となっています。

(5) ソフト対策による防災・減災です。一昨年の広島における大規模な土砂災害、昨年の関東東北豪雨を契機に、住民みずからがリスクを察知し、主体的に避難できるよう、住民目線のソフト対策を強化する方向が打ち出されています。そういった国の施策にも対応した内容です。

河川情報基盤整備事業、新規事業の土砂災害・防災情報システム整備事業ですが、鉄道駅におけるデジタルサイネージやインターネットなどにより、河川の水位、リアルタイムの雨量という情報を幅広く県民に提供するシステムを構築するための経費です。

土砂災害基礎調査・指定推進事業です。土砂災害特別警戒区域、よくレッド区域と呼んでいます。そういった区域の指定に向けた基礎調査等を実施していくための経費です。

土砂災害防災訓練支援事業ですが、防災訓練に取り組む市町村を支援するための経費です。

(6) 河川・砂防施設の老朽化対策は、県管理のダムや砂防関係施設の長寿命化計画を策定するための経費です。

169 ページ、(7) 河川・砂防施設の維持管理です。河川維持修繕、ダム施設維持修繕、砂防施設維持修繕の事業は、河川における堆積土砂の撤去、除草、清掃等、各それぞれの施設の維持、メンテナンスに要する経費です。

地域の河川サポート事業ですが、地元自治会等が行う清掃活動などを支援するための経費です。

奈良河川彩りづくり事業、河川美化対策事業、大和川水質改善事業は、花壇の整備、不法投棄の撤去、水質改善等、河川の美化、環境改善に要する経費です。

河川安全対策事業は、吉野川宮滝地区での水難パトロールの委託に要する経費です。

新規事業の砂防指定地等管理適正化推進事業は、砂防指定地の見直しの検討や違反行為の把握等に要する経費です。

5 公共土木施設の災害復旧で、過年度に発生した災害に対する災害復旧事業に要する経費です。

170 ページ、いずれも平成28年度に災害が発生した場合に備えて、あらかじめ枠ど

りをしているものです。

6 上下水道施設の整備ですが、流域下水道は、171 ページ、(4) 下水道事業の推進からです。ア流域下水道施設の整備の推進ですけれども、三郷町、御所市の公共下水道の整備にあわせて流域下水道の幹線管渠の整備等を推進していくための経費です。イ流域下水道施設の耐震対策です。幹線管渠、処理場の各種施設の耐震補強に要する経費です。

172 ページ、ウ流域下水道施設の老朽化対策です。長寿命化計画に基づき、各種施設の更新工事等を実施します。エ流域下水道施設のエネルギー対策の推進です。下水の汚泥を活用したバイオガスによる発電設備等の整備等を推進します。オ流域下水道のマネジメントで経営の効率化に向けた取り組みです。新規事業の流域下水道公営企業会計導入推進事業ですが、公営企業会計の導入に向けて、必要となる資産調査を進めます。流域下水道負荷軽減等推進事業では、平成28年度より新たに雨天時の不明水の調査等を進めたいと考えています。カ流域下水道の維持管理は4カ所ある流域下水道の処理場でそれぞれ必要となる経費です。

以上が県土マネジメント部の主な内容ですが、効率的・効果的な整備の以外の施策で記載している事業がありますので、紹介します。

35 ページ、経済の活性化〔県内就業の促進〕の3若者の就労支援ですけれども、新規事業の建設業界の若手技術者等の確保・育成支援事業で、来年度から新たに建設現場での体験学習、一日インターン、若者への建設業の魅力発信といった取り組みを進めたいと考えています。

181 ページ、協働の推進及び市町村への支援〔協働の推進〕の花いっぱい推進事業、大宮通りの植栽及び修景整備は、地元自治会との協力のもと、道路への花壇の設置、JR油阪高架橋付近の緑化を推進します。

みんなで・守ロード事業は、地元の自治会等が実施する道路の清掃活動等へ支援を行います。

184 ページ、協働の推進及び市町村への支援〔市町村への支援〕での奈良モデルの推進ですけれども、道路施設老朽化対策市町村支援事業では、県が市町村から委託を受けて、市町村の管理する橋りょうの定期点検や補修工事を奈良モデルとして実施します。

以上が県土マネジメント部の予算の主な内容です。

なお、直轄負担金を除く2月補正分については、適正な工期を確保するため、全額を平成28年度に繰り越しをお願いします。

○田尻委員長 説明をいただいている途中ですが、ここで10分間の休憩をとらせていただいで、15時45分の再開ということでよろしく願いいたします。しばらく休憩いたします。

15：35分 休憩

15：48分 再開

○田尻委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

○加藤県土マネジメント部長 引き続き説明します。

「平成27年度2月補正予算案の概要（追加提出分）」の4ページ、繰越明許の補正です。新規は、道路維持修繕事業、道路橋りょう整備事業、5ページ、交通安全施設整備事業からダム建設事業までと6ページ、公共土木施設災害復旧事業の10の事業です。

変更は、道路橋りょう整備事業、河川改良事業、砂防事業の3つです。

以上が一般会計で、特別会計は、8ページ、4流域下水道の関係で、県土マネジメント部分については、一般会計流域下水道の特別会計を合わせて、新規で11事業、変更で3事業の繰り越しをお願いします。施工中の工事箇所が昨年7月の台風11号により被災した工事の施工方法や条件について、地元地域との調整や用地交渉の難航により、用地取得がおくれたという理由により、やむを得ずそれぞれ記載の金額の繰り越しをお願いするものです。

繰り越しについては、議会においてもたびたびご指摘をいただいているところです。今年度については昨年度よりも少なくなっていますが、まだ大きな数字で、削減については、来年度も今年度に増して、部局一丸となって削減に取り組みたいと思います。

続いて、本議会に提出しています条例の関係の説明をします。

「平成28年2月県議会提出条例」の320ページ、奈良県砂防指定地等管理条例の一部を改正する条例です。砂防法では、国土交通大臣が土砂災害を防止するため、一定の行為を禁止・制限すべき土地として、砂防指定地域を指定します。国土交通大臣が指定した砂防指定地については知事が条例に基づいて管理をする構造になっており、その条例が奈良県砂防指定地等管理条例になります。現行の条例では、罰則の対象が無許可行為だけということになっています。無許可行為だけが罰則の対象となっていることから、変更の手続をとらない、許可条件を守らない、知事の命令に従わないという場合でも告発ができないということになっています。そこで、3罰則にありますように、罰則の対象を拡大することです。

あわせて罰金は、現行2万円ですけれども、50万円に上限を上げることにより、砂防指定地の管理の適正化を図るための環境を整えたいという趣旨です。施行期日は、平成28年の7月1日、322ページに新旧対照表をつけています。

「平成27年度一般会計特別会計補正予算案その他（追加提出分）」の26ページ、県土マネジメント所管の契約変更が2件あります。議第129号、道路整備事業にかかる請負契約の変更についてで、請負契約名は、一般国道309号丹生バイパス社会資本整備総合交付金事業（道路改良）工事です。国道309号丹生バイパスの丹生トンネルの工事で、工期は、平成28年3月28日です。労務単価の上昇、工事一時中止に伴う費用の増加、換気設備の変更に対応するため、記載のとおり契約金額を変更するものです。

27ページ、議第130号、地すべり激甚災害対策特別緊急事業にかかる請負契約の変更です。請負契約名は折立地区地すべり激甚災害対策特別緊急事業工事で、十津川村折立地区において、紀伊半島大水害により発生した地すべりをとめるための工事です。工期は、平成28年3月28日までです。労務単価の上昇に対応するため、記載のとおり契約金額を変更するものです。

県土マネジメント部所管の提出議案の説明は以上です。ご審議のほどどうぞよろしくお願ひします。

○金剛まちづくり推進局長 まちづくり推進局の説明をします。「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の28ページ、企業誘致の推進での工業ゾーン創出プロジェクト事業です。京奈和自動車道及び西名阪自動車道の周辺における工業ゾーンの創出に向けた事業化を検討するため、市町村との協議会の運営や工業ゾーン予定地の調査を行うものです。

31ページ、6観光消費の活性化の、ホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備事業です。大宮通りのホテル・交流拠点における国際ブランドホテルを核とした賑わいの拠点整備を推進するものです。平成28年度は、新たにコンベンション施設の整備・設計で、周辺交差点改良などの測量・設計を行います。

42ページ、(3)景観整備の奈良の彩りづくり事業（馬見丘陵公園）です。馬見丘陵公園の魅力向上のために、チューリップ等によるパノラマ景観の創出など、記載の取り組みを実施するものです。

45ページ、(4)花・彩りのイベント、やまと花ごよみ開催事業です。馬見丘陵公園において、チューリップフェアやフラワーフェスタなど、年間を通じて花と親しむイベン

トなどの取り組みを行うものです。平成28年度は、新たに誘客を促進するためのイベントを開催します。

(5) 地域連携型イベント、平城宮跡内イベント展開事業です。宮跡でのにぎわいを創出するため、春、夏、秋に記載のイベントなどを開催するものです。

46ページ、(2) 奈良公園、奈良公園施設魅力向上事業です。奈良公園を世界に誇れる公園にしていくために、奈良公園、その周辺の整備を行うものです。

47ページ、(3) 平城宮跡の整備等、平城宮跡の利活用推進事業です。朱雀大路西側地区において施設等の整備を行うとともに、朱雀大路の東側地区でも調査・測量を行うものです。

48ページ、阿倍仲麻呂”遣唐”1300年記念プロジェクト推進事業です。平城宮跡歴史公園の第一次開園に向けて、機運を高め、誘客を図るキックオフイベント、プロモーションの実施をするものです。

(5) 飛鳥・藤原宮跡、飛鳥・藤原地域魅力向上事業です。飛鳥と藤原宮跡、その周辺地域の歴史的資産を保存・活用するための基礎調査、飛鳥京跡苑地の保存整備に向けた設計を行うものです。

77ページ、高度医療の確保・充実、(1) 奈良県総合医療センターの移転整備、新奈良県総合医療センター関連道路整備事業ですが、同センターへのアクセスのため、石木城線を整備するものです。

新奈良県総合医療センターアクセス整備推進事業費補助です。同センターへのアクセスのため、奈良市が行う道路整備事業に対して補助をするものです。

127ページ、3だれもがいつでもスポーツを楽しめる環境づくり、まほろば健康パークの管理・運営です。PFIにより、諸施設を一体的に管理・運営するものです。平成28年度は新たにスイムピアの屋外プールの南側の観客席、その屋根の整備に向けた設計を実施します。

144ページ、1にぎわいのある住みよいまちづくり、(1) 県有施設を活用したまちづくりの推進、医大・周辺まちづくり検討事業です。県立医科大学の移転整備に合わせた周辺まちづくりを検討するものです。新たに近鉄橿原線の新駅の設置検討、民間活力を導入したまちづくりの整備手法の検討を行います。

(2) 市町村との協働まちづくりプロジェクト、市町村とのまちづくり連携推進事業です。協働して取り組む市町村のプロジェクトに対し補助するものです。平成28年度は新

たにイベント開催など、ソフト事業への補助も行います。

145 ページ、市町村とのまちづくり応援事業については、まちづくりのイメージ整理のための調査・検討を支援する、近鉄大福駅周辺地区拠点整備事業については、平成28年度は桜井市と協働して県営住宅用地を活用したまちづくりを推進するものです。工事基本設計、建てかえ工事の基本設計、除却の工事の設計、地質調査などを行います。

まちづくり連携協定関連道路整備事業ですが、平成28年度は新たに近鉄郡山駅周辺の都市計画道路のあり方の検討に取り組みます。

(3) まちづくりへの支援、住生活ビジョン推進事業です。国の住生活基本計画見直しに合わせて、奈良県としても住生活基本計画の改定を行うものです。

地域空き家対策推進事業です。モデル地区で郊外住宅地等での空き家への具体的な対応策について、市町村と協働で検討をするものです。平成28年度は県と市町村との連絡会議、講習会、シンポジウムを開催します。

156 ページ、南部地域・東部地域の振興で、南部・東部地域づくり推進支援事業です。この地域における定住促進、空き家の利活用など集落づくりプロジェクトを推進するため、市町村へ技術的支援など記載の事業を行うものです。

新規事業の県内大学生が創る奈良の集落活性化事業です。大学生の提案事業で、十津川村において、休憩所、体験宿泊所の整備などを行うことにしています。

161 ページ、(1) 道路・街路の街路改良事業で、選択と集中により奈良橿原線など重点的に整備を行います。

(仮称)奈良インターチェンジ周辺整備事業です。京奈和自動車道の(仮称)奈良インターチェンジから奈良の中心市街地を結ぶ西九条佐保線、JR関西本線の整備を行うものです。

165 ページ、3 住環境の整備です。補助土地区画整理事業は、平群駅西地区で行う土地区画整理に対して補助を行うものです。

県営住宅建替事業で、小泉県営住宅の完成、移転に伴い、廃止する県営住宅の除却などを行うものです。また、天理県営住宅の余剰地の活用方策の検討も行います。

県営住宅ストック総合改善事業ですけれども、稗田団地の外壁改修など、記載の工事を行います。県営住宅の長寿命化計画の策定にも取り組みます。

174 ページ、(5) 公園施設の老朽化対策の都市公園整備事業で、記載の各都市公園で取り組みを行います。以上がまちづくり推進局の予算の主な内容です。

続いて、2月補正予算案の追加提案分について説明します。「平成27年度2月補正予算案の概要（追加提出分）」の5ページ、街路事業から以下、県営住宅ストック総合改善事業まで9つの事業、街路、土地区画整理、公園、住宅等記載しており、いずれも地元調整や関係機関の調整等に不測の日時を要す、候補の検討に不測の日時を要すということで、それぞれの記載の金額、繰り越し理由により、やむを得ず繰り越しをお願いするものです。

6ページ、変更で、平城宮跡の利活用推進事業です。平城宮跡歴史公園の用地である積水化学工業の跡地の施設整備に当たり、土壌汚染対策や文化財調査等の対応に、地元調整等に不測の日時を要し、やむを得ず繰越額の変更をお願いするものです。今後の執行については、計画的な執行、進捗管理に努めたいと思います。少しでも多くの年度内の完成、新年度でも早期の完成に向けて取り組みたいと思いますので、ご理解をよろしく願います。

まちづくり推進局所管の2月県議会提出条例について説明します。全部で3件あります。

「平成28年2月県議会提出条例」の17ページ、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例です。まちづくり推進局は、(4)飛鳥宮跡活用検討委員会を設置し、飛鳥宮跡活用構想に関する重要事項についての調査審議に関する事務を担当させるため、所要の改正をするものです。施行期日については、規則で定める日としています。

48ページ、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例です。使用料、手数料を見直し、その額の改定を行うため、所要の改正を行うものです。まちづくり局所管としては、

(1)奈良県手数料条例の一部改正関係の、エ長期優良住宅建築等、オ低炭素建築物新築等、カ建築物エネルギー消費性能向上等、それぞれの計画認定申請手数料等の新設、改定です。(3)奈良県立都市公園条例の一部改正関係、平城京歴史館の使用料の廃止です。なお、施行期日については、エ、オ、カについては平成28年4月1日、(3)平城京歴史館については平成28年7月1日です。

325ページ、建築基準法施行条例の一部を改正する条例です。建築基準法施行令の改正に伴い、条例の適用除外の対象となる建築物などを変更するため所要の改正を行うものです。内容は、建築物の火災に備え、必要な規制があり、その中で準耐火構造や不燃の材料でつくられた建築物については、この条例で規定されている規制の適用除外としています。今回建築基準法施行令の改正に伴い、一定の安全性を認定したものについては、新たに適用除外として対象建築物を拡大するものです。例えば、木造の建築物も、この一定の認定をされたものについては適用除外をするというものになっています。施行期日につい

ては、平成28年6月1日です。

323ページ、奈良県建築審査会条例の一部を改正する条例です。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律、いわゆる地方分権一括法の施行により、これまで建築基準法で規定されていた建築審査会の委員の任期が条例に委任されたことに伴い所要の改正を行うものです。施行期日については、平成28年4月1日です。

「平成27年度一般会計特別会計補正予算案その他（追加提出分）」の28ページ、議第131号、平城宮跡歴史公園用地の取得の変更についてです。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものです。平城宮跡歴史公園の用地である積水化学工業跡地について、用地先行取得制度を活用し、奈良県土地開発公社が平成24年度に用地を取得しました。その後、用地内で土壌汚染が見つかり、土地開発公社と積水化学工業株式会社との間で、契約内容に基づき土壌汚染対策に係る費用分について契約金額を減額することに伴い、奈良県と奈良県土地開発公社との土地売買契約についても2億5,000万円余の減額となり、取得金額は記載のとおりです。

39ページ、報第27号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についてです。県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する訴訟事件についてです。明細は47ページ、家賃滞納月数が6カ月以上または滞納額が20万円以上のもののうち、特に悪質と認められる8件について、住宅の明渡等の請求申立てをしたので報告するものです。

まちづくり推進局所管2月定例県議会提出議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○久保田水道局長 水道局所管の当初予算案について説明します。

「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の170ページ、効率的・効果的な基盤整備、6上下水道施設の整備、(1)給水事業として、収益的収支ですが、平成28年度は、県内11市12町1村に対して7,700万立方メートルの給水を予定しています。一方、収益ですが、主に配水収益、その他合わせて118億200万円余となっています。対前年度3.1%の伸びです。給水量が前年度から200万立方メートルの増加となり、予算上は13年ぶりに配水収益の増加が実現するものです。近年取り組んでいる県営水道転換の進捗によるものです。一方、維

持管理費、支払利息、減価償却費で、106億6,000万円余となっています。対前年度1.4%の減です。その結果、収支差額は8億9,300万円余の黒字を見込んでいます。

(2) 県営水道転換の促進として、県域水道ファシリティマネジメント推進事業です。市町村水道の水源の全部または一部を県営水道に転換することに伴い、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、川西町、王寺町の6市町において工事や測量・実施設計を行います。平成28年度より県営水道への転換に伴う工事が本格化しますので、工事費が前年に比べ6.3倍に増加します。

171ページ、市町村県営水道転換支援資金貸付金です。県営水道に転換するために、市町村が現に所有する水道施設の整備や既存の施設の撤去工事などを行う場合に要する費用に対して低利で貸し付けを行うものです。平成28年度は、転換に向けた水道施設の整備工事を実施する橿原市、御所市、三宅町を対象に7億5,900万円余の貸付金を予定しています。平成28年度より県営水道への転換に伴う工事が本格化しますので、貸付額は昨年度に比べて大きく増加しています。

磯城郡広域化事業計画策定事業です。磯城郡の3町ともその水源を全て県営水道に転換の上、合わせて3町の水道事業の経営統合を進めます。広域化としては、施設の統廃合による更新費用の削減、業務の共同化による水道事業運営の効率化、施設整備に対する国庫補助などがあります。さらに、この地域が地形的に大和平野の一番底、低い地域であることに主な原因があるのですが、3町とも水源を全て県営水道とした上で、県の水道管を町の水道管に直接つなげる、いわゆる直結配水を実現することができ、その結果、県営水道が持つ高さの位置エネルギーを有効活用することが可能となります。各3町の施設管理費などが大幅に削減できることとなります。平成28年度は、経営統合に向けて協議会を設置し、国庫補助獲得のための広域化事業計画を磯城郡3町とともに策定することとしています。

(3) 県営水道施設の更新改良です。県営水道施設強靱化事業ですが、浄水施設の設備更新など安定給水に万全を期するための設備投資を行います。

143ページ、くらしの向上〔エネルギー政策の推進〕で、小水力発電導入事業で1億5,900万円余を計上しています。水道管路の水圧を利用した小水力発電施設を御所浄水場に整備するもので、事業実施に当たっては、再生可能エネルギー等導入推進基金、いわゆるグリーンニューディール基金を活用することとしています。

以上が水道局所管の当初予算案です。

水道局所管の2月県議会提出条例について説明します。「平成28年度2月県議会提出条例」の360ページ、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例です。県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例についても、一部を知事部局に準じて改正するもので、詳細には、364ページ、第4地方公務員法の改正に伴い、勤勉手当に反映する勤務成績の期間を定めるものです。具体的には、389ページ、新旧対照表、勤勉手当については、従来、勤務成績に応じて支給するとされていましたが、これを直近の人事評価の結果及び基準日以前6カ月以内の期間における勤務の状況に応じて支給すると表現を改めるものです。地方公務員法の改正に伴うものです。

以上が水道局所管の2月定例県議会提出予定条例についての説明です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○吉田教育長 2月定例県議会に提出しています教育委員会関係の平成28年度予算案の概要及び平成27年度2月補正予算の概要について説明します。

「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の35ページ、経済の活性化〔県内就業の促進〕です。3若者の就労支援として、高校生キャリア教育総合支援事業です。高校生の段階から勤労観、職業観を養うことを目的とした事業で、平成28年度は特に県内企業等へのインターンシップを拡大するためキャリアプランナーを増員し、主に新規企業開拓に力を入れていきたいと思っております。

工業高校等備品整備事業、以下4つの事業ですけれども、高校や特別支援学校に職業教育のための実習備品等の整備を行うものです。

48ページ、経済の活性化〔観光の振興〕で、5にぎわいの拠点づくり（5）飛鳥・藤原官跡です。史跡・名勝飛鳥京跡苑地整備活用事業では、現地を訪れた見学者の拠点となる休憩舎が平成28年2月に完成し、平成28年度当初に開所式典を開催します。

107ページ、くらしの向上〔少子化対策・女性の活躍促進〕で、2子どもの健やかな育ちへの支援、（1）子育て支援の充実についてですけれども、学校・地域パートナーシップ事業ですが、学校、保護者、地域住民の協働により、規範意識向上などに向けた取り組みに補助をするもので、平成28年度の新規の取り組みとして、経済的な理由により家庭での学習が困難な児童生徒を対象に学習支援を実施する地域未来塾の設置運営に対し、補助をするものです。また、地域未来塾のICT整備に対しても補助を行います。

新規事業の「子どもの学び場」づくり支援事業です。子どもの貧困対策として、市町村

と連携をして、学力支援や生活相談を無償で実施する団体の立ち上げや活動の充実に対して補助を行います。

新規事業の生活支援アドバイザー派遣事業では、子どもの生活、経済上の不安や問題の解決に向けて、社会福祉士等を生活支援アドバイザーとして学校に派遣し、関係機関との連携を強化します。

111 ページ、くらしの向上 [学びの支援]、1 地域の教育力の充実、(1) 規範意識・社会性の向上、新規事業の高校生社会参加促進事業です。県立学校全43校において、高校生が主体となる地域社会と連携した取り組みを実施します。

新規事業の児童生徒理解による問題行動等対応事業では、児童生徒の多様な問題行動に対応するために、ストレスマネジメント等の手法を用いた教員向け研修等を実施します。

112 ページ、新規事業の大学生等による不登校児童生徒支援事業ですが、平成27年度の県内大学生がつくる奈良の未来事業において採択されたもので、不登校の発生を防止するため、児童生徒の相談相手となる専門知識を持った大学生ボランティアを小学校等に派遣するものです。

スクールカウンセラー等の配置ですが、公立の全中学校と県立高校に配置するほか、重大事態が発生したことを受け、県立高等学校に緊急的に拠点校に1名、巡回指導型として1名を重点配置をします。

新規事業の主権者教育推進事業ですが、選挙年齢の引き下げに伴い、高校生等の政治的教養を高めるためのモデル事業の実施及び副教材の活用に係る教員向け研修会を開催します。

113 ページ、(2) 学習意欲の向上、新規事業の主体的な学びの向上事業ですが、高校生を対象とした古典セミナーの開催を支援します。

新規事業の理科観察・実験支援員の派遣では、理科の学力向上を図るため、観察実験支援員を派遣をし、観察、実験を行いやすい環境を整備することで児童の理解に対する関心意欲を高め、理科好きな子どもをふやします。

114 ページ、県立高校芝生化推進事業です。平成28年度は、五條高等学校の運動場の人工芝生化を実施します。

2 学校教育環境の充実、新規事業の県立中学校学習環境整備事業では、県立青翔中学校の技術・家庭科教育に必要な備品を整備します。

115 ページ、特別支援学校過密解消施設等整備事業です。平成28年度の新たな取組

として、整肢園分校の廃止に伴う奈良養護学校での児童生徒受け入れについて、奈良養護学校本校の教室、空調設備の整備、スクールバスの配備を行います。さらに、特別支援学校の空調設備の未設置解消に向けて、高等養護学校ほか3校で空調設備工事を行います。

116 ページ、高等学校大規模改造事業では、耐震改修にあわせて老朽改修を行うもので、2校3棟で設計を、11校14棟で改修工事を実施します。

新規事業の総合寄宿舎その他整備事業では、かぐやま寮のエレベーター修繕工事のほか、必要な改修等を実施します。

119 ページ、くらしの向上〔文化の振興〕で、1 歴史文化資源の活用の（1）文化資源のデータベース化、整備・活用の支援についてです。新規事業の史跡伝飛鳥板蓋宮跡・史跡桜井茶臼山古墳公有化事業ですが、今後明日香村、桜井市と協働して整備を進めていくため、史跡の公有化を行います。

120 ページ、新規事業の文化財修復活用推進事業ですが、本県文化財の保存修理や整備に関する認定機関として文化財保存活用認定会議を設置・運営するものです。

新規事業の中世城郭調査事業ですが、平成28年度から3年計画で県内の中世城郭について資料収集、現地調査等を実施し、データベース化を行うものです。

129 ページ、くらしの向上〔安全・安心の確保〕の1 県土の防災力の向上、（1）自助・共助の推進です。防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業ですが、平成28年度の新たな取組として、災害ボランティア活動の実施、学校における安全教育・安全管理のための研修会を開催します。

131 ページ、2 耐震化の推進、高等学校等耐震化事業では、2校3棟の耐震設計、11校13棟で耐震改修工事を実施します。また、屋内運動場等の非構造部材対策で、25校33棟の耐震対策工事を実施します。

特別支援学校耐震化事業では、屋内運動場等の非構造部材対策として、3校3棟の改修工事を実施します。

157 ページ、南部地域・東部地域の振興、2 住み続けられる地域づくり、（2）暮らしやすくするの奈良県立高等学校全国募集事業ですが、全国募集を行う学校において、部活動を充実させるための備品等を整備するもので、榛生昇陽高等学校ほか2校で備品等の整備を行います。

平成27年度補正予算案の繰越明許費ですが、金額欄記載の2月分補正については、国補正予算等に対応するため、全額を平成28年度に繰り越します。以上が教育委員会所管

の平成28年度当初予算案及び平成27年度2月補正予算案の概要です。

続いて、「平成27年度2月補正予算案の概要（追加提出分）」の3ページ、減額補正、退職手当のうち教育委員会分ですが、退職者見込みの減により14億2,000万円の減額です。

5ページ、繰越明許費補正、新規は3件あり、県立高校芝生化推進事業の繰越明許費は1億4,573万8,000円です。御所実業高等学校の運動場人工芝生化の工事に係るもので、繰越理由は、工法検討等に不測の日時を要したためです。

文化財保存事業補助で、繰越明許費は615万円で、国宝薬師寺東塔の解体修理を行う薬師寺に対する県費補助金で、繰越理由は、事業主体のおくれによるものです。

重要文化財等修理受託事業で、繰越明許費は1億5,400万円で、一つ前で説明しました国宝薬師寺東塔の解体修理事業を県が受託していますので、所要の経費を繰越すものです。

以上が教育委員会所管の平成27年度2月補正予算案（追加提出分）の概要です。

「平成28年2月県議会提出条例」の17ページ、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例です。新たに設置される附属機関のうち、教育委員会にかかわるものは、（5）奈良県文化財保存活用認定会議です。この条例の施行日は、平成28年4月1日です。

22ページ、奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例で、教育委員会の関係では、事務部局職員、県費負担教職員及び高校等の教職員の定数について、定員のより一層の適正化を図るため、職員等の定数を見直し、要旨の欄に記載のとおり改定するものです。この条例の施行日は、平成28年4月1日です。

348ページ、奈良県立飛鳥京跡苑地条例です。周辺地域の歴史的風土と調和した飛鳥時代の歴史的・文化的遺産に親しむ場を提供し、もって県民の文化の振興を図るため、奈良県立飛鳥京跡苑地を設置しようとするものです。この条例の施行日は、規則で定める日となっています。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○羽室警察本部長 警察本部所管の提出議案について説明します。提出議案は、平成28年度当初予算案、平成27年度2月補正予算案、提出条例、専決処分報告についてです。

平成28年度当初予算案の概要について説明します。「平成28年度一般会計特別会計予算案の概要・平成27年度一般会計2月補正予算案の概要」の133ページ、くらしの

向上〔安全・安心の確保〕の4治安対策の強化、警察職員給与費ですが、ストーカー、DV等の人身安全関連事案対策及び特殊詐欺対策を強化するため、警察官11人を増員しようとするものです。この増員により、警察官の定数は2,471人となります。

なお、警察官以外の職員の定数は320人で、昨年度と同数です。

134ページ、新規事業のヘリコプターテレビ機上設備の高度化更新整備ですが、現在、県警ヘリコプターに搭載されているヘリコプターテレビのリース期間が満了となることから、現行のアナログ式対応機器からデジタル・アナログ式の両方に対応可能な機器へ高度化更新するものです。

新規事業のサイバー空間の安全確保の推進ですが、サイバー犯罪の取締り体制強化のため、本部及び警察署の情報収集用インターネット端末の更新整備に要する経費です。

新規事業の客観証拠を重視した適正捜査の推進ですが、犯罪捜査における証拠物件を確実かつ適切に保管・管理するため、これら証拠物件を一元的に管理するシステムの整備に要する経費です。

135ページ、5交通安全の推進、新規事業の総合的な交通事故抑止対策推進事業ですが、現在、運用しています交通事故情報総合管理システムを高度化し、交通事故情報、交通取り締り状況、交通規制情報等を一元的に地理情報システムに表示することで、詳細な事故分析を行うなど交通事故防止対策を推進するためのシステムの改修及び機器リースに要する経費です。

平成27年度2月補正予算案の概要について説明します。「平成27年度2月補正予算案の概要（追加提出分）」の3ページ、減額補正、退職手当です。警察本部分としては、退職者見込みの減により、2億9,800万円を減額補正しようとするものです。

条例案について説明します。「平成28年2月県議会提出条例」の39ページ、学校教育法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例のうち、警察本部所管については、(5)奈良県少年補導に関する条例及び(6)奈良県暴力団排除条例です。いずれも同法の改正に伴い、新たな学校の種類である義務教育学校について規定の整備を行うため、所要の改正を行うものです。施行日は、平成28年4月1日を予定しています。

「平成27年度一般会計特別会計補正予算案その他（追加提出分）」の39ページ、報第27号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についてです。警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例ですけれども、奈良市の区域内の町の区域及びその名称を変更したことに伴い、奈良西警察署の管轄区域について

所要の改正を行い、平成28年2月2日に公布し、同日施行をしています。

警察本部所管の提出議案の概要は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田尻委員長 以上をもちまして、議案の説明を終わります。

次回、3月14日月曜日、午前10時より歳入、総務部、くらし創造部、景観・環境局の審査を行います。よろしくお願いいたします。

本日はこれもちまして会議を終わります。